

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議 録			
日 時	平成 19 年 9 月 21 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 0 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、高橋副委員長、鈴木・菊地・佐藤・佐々木・ 横田 各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、佐々木委員、横田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市人材育成基本方針について」

(総務) 職員課長

このたび小樽市人材育成基本方針を策定しましたので、報告いたします。

この人材育成基本方針は、平成 9 年 11 月に国から策定するよう通知を受けていたものです。しかしながら、各自自治体においては、行政改革や財政健全化など喫緊の課題が山積していることから、全国的には導入が遅れる傾向にありました。

こうした状況の中、本市においては本年 4 月 1 日から給与構造改革に基づく新給料表を導入したところですが、この給料表は人事評価制度の実施を考慮に入れたものであります。本市におきましても、人事評価制度を実施するための環境を整備するため、その指針となる人材育成基本方針を策定することとし、平成 18 年 8 月から検討を進めてまいりました。

今回示している方針の内容は、基本理念や目指すべき職員像、さらには各階層の職員に求められる役割及び能力となっており、今後の主な取組にも言及しております。

また、当面の着眼点としては、職場研修推進マニュアルを策定して即効性、実用性の高い職場研修を強力に推進することや、人事評価制度の試行を行い、評価項目や評価基準などの問題点を洗い出して、本格導入に備えることなどが挙げられます。

なお、この人事評価制度につきましては、当面は管理職を対象にして試行することを検討しております。

委員長

「財政再建推進プラン実施計画の平成 18 年度取組状況について」

(財政) 中田主幹

財政再建推進プラン実施計画の平成 18 年度における取組状況を報告いたします。

資料を配布させていただいておりますが、その中で主な実施内容を報告いたします。

「行財政システムの改革」「1. 組織・機構の改革と市民協働の推進」「(1) 組織・機能のスリム化・効率化」では、「組織・機構の見直し」として室課などの再編を行うとともに、グループ制の導入を拡大いたしました。

次に、「(2) 官民の役割分担の見直し」では、「業務委託の推進」として、家庭系ごみ収集業務の民間委託の拡大などを行ったほか、「指定管理者制度の導入促進」として、福寿荘など 26 の施設に指定管理者制度を導入いたしました。また、「地域住民、ボランティア・NPO との協働」として、杜のつどいによる福祉コミュニティ都市推進事業などを平成 17 年度に引き続き実施したほか、ボランティアの皆さんのお力をお借りして、環境美化啓発事業などを実施いたしました。

2 ページをお開きください。

「2. 内部努力の徹底」「(1) 人件費等の抑制」では、「定員管理の適正化」として、全会計の職員数を前年度と比較して 51 人削減いたしました。また、からの給与と関係の見直しでは、特別職、一般職の給与の削減率を拡大したほか、特殊勤務手当や管理職手当についても、前年度に引き続き削減を継続いたしました。また、議会におきましても、平成 17 年 10 月以降議員報酬等の自主的な削減がなされております。

次に、「(2)事務事業の見直し」「ひき船業務の見直し」を行ったほか、「公共工事等の見直し」として、公募型指名競争入札の施行を拡大いたしました。

3ページになりますが、「(3)経費の節減」では、「委託業務仕様の見直し」として、17年度に引き続き清掃や警備業務等の見直しを行ったほか、コピー機賃借における庁内統一単価を設定いたしました。

「(4)新たな歳入の確保」では、「広告料収入の確保」として、新たに市民税納税通知書用封筒、住民票等の交付用窓口封筒などに広告掲載を行いました。

次に、「4.特別会計・企業会計の収支改善」では、港湾整備事業及び駐車場事業特別会計、病院及び水道・下水道、産業廃棄物等処分事業の企業会計で、記載にありますように事業の見直しを実施いたしました。

次に、「公平で適正な負担のあり方」では、「1.行政サービスの範囲と負担の見直し」として、自動販売機の設置に係る定額料金を設定いたしました。また、「2.収納率の向上」として、市税滞納者に対する入札参加資格登録の制限を行いました。

4ページをお開きください。

「資産、ストックの有効活用」「1.公共施設の統廃合や有効活用」「公共施設の統廃合」として、交通記念館、青少年科学技術館、博物館統合に向け、新博物館開設準備室を設置したほか、「施設の有効活用」として、旧堺小学校を市立小樽病院高等看護学院、事業内職業訓練センター等に活用いたしました。また、「2.遊休等資産の有効活用」では、旧青少年科学館跡地等を売却いたしました。

次に、「その他」では、「1.人材育成と多様な人材の確保」「2.公正の確保と透明性の向上」「3.行政サービスの向上」の取組を実施したところでございます。

5ページになりますが、これらの結果、実施したものと継続実施している項目数は52項目となります。参考として、取組による効果についてであります。平成15年8月時点での財政健全化策定段階では、平成15年度に比較して、平成18年度で40億円の一般財源を削減することを目標に取組を進めることとしておりました。最終的に平成18年度決算では、平成17年度決算と比較して、約16億9,100万円の取組による効果を上げることができ、平成16年度と平成17年度の効果を合わせると、平成15年度との比較では56億4,300万円の財政効果を上げることができました。

委員長

「公立高等学校配置計画について」

(教育)学校教育課長

「公立高等学校配置計画」について報告いたします。

本年6月に公立高等学校配置計画案が発表され、小樽市内においては平成20年度に小樽工業高校の定時制1学級減、平成21年度に小樽桜陽高校の1学級減が示されました。市としてはこの計画案に対し、直ちに市長をはじめ総務常任委員会、教育委員長、PTA連合会、中学校校長会、北教組、高教組などの陳情団のほか地元選出道議会議員の同席をいただき、道教委に対して陳情を行い、7月に開催された地域別検討協議会においても、市長が計画案の再検討を強く訴えてきたところであります。

このような状況の中、今月10日に配置計画が発表され、残念ながら小樽桜陽高校の1学級減については、そのまま位置づけされましたが、小樽工業高校の定時制については当初単なる1学級減で計画されていましたが、機械・電気学科と建築学科の二つを統合して、電気建築学科を新設するという内容に変更して位置づけされたところであります。

委員長

次に、本定例会で付託された各案件について順次説明願います。

「議案第22号ないし第25号及び第31号について」

(総務)職員課長

議案第22号ないし第25号及び第31号について説明いたします。

まず、議案第22号小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてですが、平成19年8月1日に「地方公務員の育児休業に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、再度の育児休業をすることのできる特別の事情が1項目追加され、また、職務復帰に当たっての職員の給料号俸の調整について、育児休業期間の2分の1の除算を改め100分の100勤務とするなど、法律の一部改正に伴う所要の改正を行うものです。

次に、議案第23号小樽市職員の給与控除に関する条例の一部を改正する条例案についてですが、平成17年の郵政民営化法等の制定に伴い、平成19年10月1日をもって簡易生命保険法が廃止されることから、条例上の簡易生命保険の項目を削除するものです。

次に、議案第24号小樽市職員恩給条例等の一部を改正する条例案についてですが、平成19年3月に成立した恩給法等の一部改正に伴い、公務で亡くなった場合の加算額を増額するとともに、恩給年額の改定方式を公的年金の引上げ率によって、自動的に改定すること、さらには重度障害の成年の子への転給の要件を職員の死亡当時からのもに限定するなど、法律の一部改正に伴う所要の改正を行うものです。

次に、議案第25号小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案についてですが、現在、凍結している調整額について、国に準じたものとするため2区分を追加することとし、また平成19年10月1日施行の雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当制度における受給資格要件を、これまでの6月以上から12月以上に改めるとともに、平成22年4月に船員保険の失業部門が雇用保険制度に統合されることに伴い、不要となる規定を削除するものです。

最後に、議案第31号小樽市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案についてですが、雇用保険法の一部改正に伴い、議案第25号と同様に、企業職員においても失業者の退職手当の受給資格要件を6月から12月に改めるとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の定義を、これまでの3歳に満たない子の養育から、小学校就学の始期に達するまでの子の養育などに改めるものです。

委員長

「議案第32号について」

(消防)主幹

議案第32号小樽市消防団条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、消防団長の任期を定めるとともに消防団員の任用要件を緩和するほか、退職年齢の引上げなど所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、現行で定めていない消防団長の任期を4年と定め、ただし再任は妨げないものとし、任用に係る50歳という上限年齢を撤廃するとともに、任用を市内居住者に限定していたものを市内勤務者であれば任用できるものとし、退職年齢を2歳引上げ、部長以下は65歳から67歳に、副分団長、分団長、副団長は70歳とするなどの改正を行うものでございます。

委員長

「議案第33号について」

(財政)契約管財課長

議案第33号小樽市土地開発公社定款の変更について説明いたします。

このたびの公社定款の一部変更につきましては、郵政民営化法等に伴う関係法律の整備等に関する法律、以下民営化法と略しますが、この民営化法が平成19年10月1日より施行されることに伴い、郵便貯金法が廃止されることから、公社定款第24条、余裕金の運用についての第2号郵便貯金又は銀行、その他主務大臣の指定する金融機関へ

の預金の規定中、「郵便貯金又は」の部分を削除するものでございます。

また、公社定款の変更の手続につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項により、設立団体の議会の議決を得て北海道知事に対し定款変更の申請を行い、認可を受けることとなりますが、通常はこの知事による認可を受けた日を変更した定款の施行日といたしております。今回の定款の一部変更につきましても、議会の議決をいただいた後、速やかに北海道に対し認可申請を行います。北海道では今回の改正に係る道内各公社からの認可申請について、10月1日より以前に一括認可する予定と聞いており、民営化法の施行日が10月1日であることから、附則において平成19年10月1日又は北海道知事の認可の受けた日のいずれか遅い日から施行するとしたものでございます。

委員長

「議案第34号について」

菊地委員

議案第34号小樽市非核港湾条例案の提案をします。

核兵器のない世界を実現するため、今、国内外で大きな努力が求められています。これは非核日本宣言運動提唱の呼びかけとも呼応する部分です。新世代の核兵器開発が行われ、拡散の危険が現実のものとなる状況を打開するために、日本政府には広島、長崎を体験した国として核兵器の廃絶の努力を世界に呼びかけ、促進する義務があり、その努力を实らせるために、みずからのあかしとして核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませずの非核三原則を遵守し、世界に模範を示すことを呼びかけているものです。

日本政府は核兵器廃絶の提唱、促進、非核三原則の遵守を改めて国連総会や日本の国会など内外で宣言し、非核政府として各国政府に通知し、核兵器のない世界のための協同の努力を求めています。映画監督の山田洋次さんや作家の池田香代子さんなど多彩な顔ぶれの方が呼びかけ人となって名前を連ねているものです。米空母の3度の寄港を含め、米軍艦船の68隻に上る寄港があり、平和な商業港として小樽港の発展を願う市民の思いにこたえるためにも、核搭載可能な米艦船の入港を認めない、非核三原則に基づく非核港湾行政を推進することが、非核日本宣言運動とも連なることと思います。今回で28回目の提案です。ぜひ御賛同いただきますよう訴えて提案とします。

委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、鈴木委員の順といたします。

共産党。

菊地委員

特別支援教育について

特別支援教育についてお尋ねします。

代表質問で高等養護教育についてお尋ねしました。教育長からは心強い御答弁をいただきました。あれから具体的な要請行動などありましたら、いろいろと御見解を聞きたいと思えます。

先日、小中学校での具体的な特別支援教育について、これまでも要所所で質問させていただきましたけれども、この4月から実施に当たって、文部科学省が初等中等教育局長の通知も出されているようですので、その点にも触れながらお尋ねします。

もう既に、ほかの委員の方々が一般質問等で、あるいは予算特別委員会の中でお尋ねしたとは思いますが、改めて確認しておきたいと思えますが、校内委員会はすべての学校に設置されているのですか。

(教育)学校教育課長

校内委員会につきましては、すべての学校に配置されております。

菊地委員

コーディネータについては、いかがですか。

(教育) 学校教育課長

コーディネータにつきましても、すべて配置されております。

菊地委員

文部科学省の通達の中で、学校長の役割として、こういった特別支援教育にかかわって、校内委員会とかコーディネータの仕事について、組織的に機能するよう努めることという文言があったと思うのですが、それは具体的にはどういうことなのですか。

(教育) 学校教育課長

仕組みとしましては、まず担任あるいは保護者の方から、この子はどうなのだろうということで相談を受けまして、その中でコーディネータが校内委員会あるいは子供支援部会の方に連絡をとって、必要に応じてなのですが、その子に対してどういうふうに取り組むかということで、打合せなり計画なりを立てることになります。

菊地委員

それは従来、特殊学級がありましたね。今度は特別支援学級という名前と呼ばれることになると思うのですが、その数も含めてということで理解していいのですか。

(教育) 学校教育課長

今までの体制の中では、いわゆる今で言う特別支援学級、いわゆる別の場所で、要するにそういう子供たちを見守っていくという形だったのですが、その対象となる児童をもっと増やして、例えばLDとか、ADHDの子供たちに範囲を広げて、そういう特殊の場だけでなく、普通学級の中でもそういう子供たちをどういうふうに見守っていくかということで対象が広がっております。

菊地委員

対象が広がっているので、もちろんそれが従来特殊学級といわれていたような子供たちも含めて対象としていると理解していいですね。それで、専門性の向上ということでは、これまで研修会なりを開いてきていると思うのですが、そういう研修会などを開きながら、学校全体の職員が共通認識を持って当たるということに御配慮いただいていると思うのですが、具体的に今まではこうだったけれども、そういう研修を重ねた結果、教職員の対応の仕方とか、それから特別支援にかかわるその学校が変わっていった変化というのが具体的にありますか。

(教育) 指導室長

平成15年度から毎年、特別支援教育にかかわる研修会等を繰り返し行ってきております。また、教育委員会からも既に伝えておりますように、特別支援教育にかかわる資料なども発行して、全教員に配布している状況です。

校内においてももちろん校内研修で取り扱っております。本年度校内委員会が立ち上がりまして、実際にその中で自校に発達障害を持つ子供がいるのだろうかということで情報交換をしたり、実際にいた場合については、どのように対応していこうかということで、また、特別支援学校のコーディネータの方を招いて研修会を開いたりしながら、学校の組織体制の充実に努めているところでございます。

菊地委員

この間、高等養護教育のことについていろいろ父母から相談を受けたりする中で、特別支援学級に在籍する子供たちは普通学級との交流、科目によっては交流をしたり、外に行って一緒に子供たちと何かをしたりということも当然ありますね。特別支援学級の母親に対して個別に説明されることもあると思うのですが、一緒に説明する機会もあると思うのです。そのときに父母に対して行事の説明をしたり、案内をすることも。学校に伺ったときに、そこに用意されている子供の名簿にそれぞれ来たということをサインしながら教室のいすに座るといいます。ところが、何回かそういうことがあっても、特別支援学級にいる我が子の名前だけは、その名簿から常に外されてい

るという思いをしながら小学校時代を過ごしてきたという母親がいたのです。私はそれがすごくショックだったのですが、その子供も含めてその学年だという認識です。

ですから、一緒に説明会を開きます、その説明会に来てくださいという案内を差し上げるときには、当然名簿にその子供の名前も用意されるのが当たり前ではないかという思いがしたのですが、その点についてはどのような認識なのか。

(教育) 指導室長

委員の御指摘のとおりだと思います。通常、特別支援学級に在籍する子供もかねてよりずっと通常の学級と交流を重ねておりますので、当然、通常の学級の担任と特別支援学級の担任が情報交換をしながら、いろいろな教育活動に取り組んでいると思いますので、そのあたりの情報の伝達がうまくいかなかったために、そのようなことが起きたのではないかと考えておりますが、あってはならないことだと思っています。やはり特別支援学級にいる子供も、通常の学級で交流しながら日常の教育活動をやっているものですから、行事においても当然同様に扱っていかなくてはいけないものと考えております。

菊地委員

さらに、その年の学年主任、それから P T A の役員が変わるときには、きちんと対応していただける場合もあるというのです。でも、本来それはあってはいけないことなので、いついかなるときでも今おっしゃったような対応をされるような学校全体としての取組だと思っております。特別支援教育が 4 月からきちんと実施される、そのために全校で意思統一をしながら、教育的配慮をしながら、いつだってその子供たちが学校の児童なのだということを改めて確認しながら、この教育に取り組んでいただきたいと思っておりますので、その点について教えてください。

(教育) 指導室長

委員の御指摘のとおり、そのようなことが今後繰り返されないように、校長会を通じて各学校に指導してまいりたいと思っております。

菊地委員

特別支援教育の中で支援員という名称が出てきます。具体的にはどういうことをする職員なのか。

(教育) 学校教育課長

特別支援教育支援員の話だと思いますが、この支援員とは障害のある児童・生徒に対して支援を行う者ということで、例えば食事、排せつなどの補助とか車いすでの教室移動補助など、教育活動上の日常生活の介助や、あるいは L D の児童・生徒に対する学習支援、あるいは A D H D の児童・生徒等に対する安全確保などの学習教育上のサポートなどを行う者として位置づけられています。

菊地委員

実際に今年の 4 月から実施されているわけですが、この支援員については、例えば L D の子供が 1 学級に 1 名か 2 名いるとしたら、これまでの教員に加えて、新規に配置されているのですか。

(教育) 学校教育課長

今年の 4 月からこの支援員も位置づけられたわけですが、支援員の担当する業務のうち、いわゆる日常生活の介助の部分につきましては、従前から介護員として配置してきた状況があります。

ただ、もう一つの教育活動上のサポートを業務とする部分の支援員については、まだ配置しておりませんが、次年度以降の配置に向けまして、今の現場、要するに実態がどういうふうになっているかということ調査しまして、来年の配置に向けて検討してまいりたいと思っております。

菊地委員

実は特別支援学級の母親たちがもう一つ言っていたのは、この 4 月からの特別支援教育は当然皆さんに喜ばれていることなのですが、普通教室にいる特別の支援を必要とする子供たちへのサポートのために、特別支援学

級の教員たちが実際に来ているという部分で、本当の意味での特別支援教育の拡充にはならないのではないかと。特別支援教育の拡充のためには、ぜひそういったマンパワーをきちんと確保するという形で教育委員会にも動いていただけるように、ぜひ訴えてほしいというふうに言われていたものですから、次年度以降、そこのところ改善される見通しがあるのであれば、それで大変結構なのですが、ぜひ頑張ってくださいと思います。

(教育) 学校教育課長

支援員につきましては、現在、学校がどういう実態なのかというのを調査しておりますので、その調査を基にしながら、どう配置すべきかなどを含めて検討していきたいと思っております。

菊地委員

ぜひよろしくをお願いします。

学校図書について

次に、学校図書についてお尋ねしますが、昨日も学校図書のことについて話が出ていたと思うのですが、以前、中学校の図書の状況はどうなっているのか調べていただきました。平成16年度、17年度の状況なので、若干変化はしているとは思いますが、そのときに文部科学省がクラスごとに、これぐらいの蔵書があればいいという平均値というのですか、そういう基準を出していますね。それと比べても、小樽市はその基準を超えているのは祝津小学校ぐらいだったと思うのです。特に大きく割り込んでいるのが桜小学校と朝里小学校、ここは30パーセント、35パーセントぐらいということで、それは平成18年度、19年度で大きく状況が変わったということはあるのですか。

(教育) 総務管理課長

平成19年3月末の状況になりますけれども、一応国で言うクラスごとの基準のサンプル値というのがありまして、それに対応する蔵書の比率でいきますと、桜小学校が44.6パーセント、朝里小学校が43.5パーセントということで、若干ではありますが、平成16年度なり平成17年度の当初から見ると改善されているのかと思います。

菊地委員

私の手元にいただいたのは、平成16年度は28.9パーセントという桜小学校の数字ですから、それから44.6パーセントまで伸びたということは、結構頑張って改善できたというふうに思っていますけれども、文部科学省はこの5年間でその基準に到達するようにということで特別予算をつけたような、そういう話もあったのですが、その予算がついたときの小樽市の学校図書は、基準を満たすまでには計画とか、そういうものがしっかりつくられているのかどうか、お尋ねします。

(教育) 総務管理課長

国の方では、ある程度この学校図書の整備基準というのを設けたときから、5年計画ぐらいで従来から計画を立てておりまして、全国的にどうしても整備率が達していないということで、大体この5年計画が終わった後でまた国からは、もっと整備してくれということで、例えば平成19年度から5か年ということでさらに充実してくれという計画が国からも示されております。本市の方でも、そういった国の計画も勘案しながら、細かい年次での計画というのは特にございませんけれども、ある程度そういった国の計画を見ながら、可能な限り整備をしていきたいと思っています。

菊地委員

学校図書館図書整備費の予算についても、小学校、中学校ともに見ましても、当初予算額ではこの数年来ずっと落ちてはきているのですが、児童数も減っていますから、1人当たりの金額でも平成17年度からは平成18年度は多少落ちたのですが、平成19年度についてはいかがだったのですか。

(教育) 総務管理課長

1人当たりの予算額でいきますと、小学校が平成17年度では613円、平成19年度の予算では584円ということでございます。それから、中学校におきましては、平成17年度が1,134円、平成19年度が1,094円ということで、1人当

たりの予算に直すと若干落ちていると思います。

菊地委員

本の値段もばかにならないもので、1人当たり584円といっても1冊には足りないですね。なかなか厳しいとは思いますが、今後、5か年計画でぜひ文部科学省が言っている学校図書の整備基準に近づけるためにも、1人当たりの予算を減らすのではなく、増やす方向で頑張っていたきたい、これは財政部に要請しておきたいと思います。

財政部長

個別の案件については答弁しにくいところがありますけれども、学校図書の関係も一定程度交付税の中で措置されているという事情もあるようですので、優先順位をどうつけていくかという問題もあるうかと思えますけれども、予算要求に当たっては話を伺ってまいりたいと思います。

菊地委員

本さえそろえればいいというものでもないと思うのですが、区の名前は忘れましたが、東京都の一つの区で、私は学力テストがいいとは思っていませんけれども、学習到達度調査の結果から、読書力をつけさせたいということで、学校図書館に配置される司書教諭の配置を含めてそこにしっかり予算をつけたというニュースを読みました。そういう意味では、ないよりはあった方がいいし、また、子供たちが喜んで本に触れていくためにも、司書教諭の役割は大きいと思うのですが、今の小樽市の学校図書館で、司書教諭というのは、実際どのような配置になっていますか。

教育部川田次長

学校ではある程度の学級数になると司書教諭も置いてございます。これは教員との兼務で置いてございますので、そういう中で学校図書については、それぞれのどういう本がいいか、その方が選んで子供たちに提供しているということですね。

それから、小樽市図書館と連携してまして、巡回サービスという形で、小学校は14校ほど、それから中学校2校ほどこういった本については回していただいていますので、そういう中で工夫しながら、全体でやっているところでございます。

菊地委員

ぜひその辺についても計画的に力を注いでいただきたいと思います。

財政再建推進プラン実施計画について

次に、財政再建推進プラン実施計画なのですが、その他のところで人材の育成と多様な人材の確保とありました。そこに職員提言制度の活用、職員版市長への手紙等を活用とありますが、これはどのくらいの数の提言があって、どう活用されたのか疑問に思ったのですが、いかがですか。

(財政)中田主幹

今、手持ちの資料がないものですから、後で報告させていただきます。

菊地委員

小樽市人材育成基本方針について

次に、小樽市人材育成基本方針についてお尋ねします。

先ほど職員課長から説明を受けました。当面は管理職について実施したいという話でしたけれども、それはいつから具体的に試行するのですか。

(総務)職員課長

具体的には今年度内ということを考えておまして、早ければ12月をめどにということでは考えているのですが、細かい点をもう少しみんなでいろいろ知恵を出しながら、ということも考えておまして、そういったことで年度内には一回やりたいというふうに考えております。

菊地委員

何か我が身をそこに置いたら大変なことになるという思いがするのですけれども、副市長は特別職だから評価の対象にはならないのですか。

(総務)職員課長

お見込みのとおり。対象は一般職といいますか、部長職までと考えておりますので、そういったことで副市長、市長は対象外ということで考えております。

菊地委員

これはなかなか大変な取組だと思うのです。私が市の職員だったら恐ろしい。そこまでしなくても、もっと研修とか、そういうことでしっかりと自覚を促すということができないのではないかと。しかも、これは給与にもつながってくるのです。この間、札幌市でも一部でやっているところの話を書きましたが、保護課のケースワーカーに仕事につくようにと再三言われてノイローゼになったという人の話をしていたときに、これの一つつくったら評価が一つ上がるのではないかと話になりました。もう既に市民の間ではこのように言われているのです。よもやそういうことはないと思うのですが、報告の中にコスト意識というような項目もありますけれども、具体的にこのコスト意識というのは、どんなことが考えられるのですか。

(総務)職員課長

最小の経費で最大の効果をということになりますけれども、個々具体的に例えば細かいことで話しますと、我々のしている仕事というのはすべて税金で賄われておりますので、そういった意識を絶えず持ってほしいということで、例えばコピーをとるときに A 4 版 1 枚でとらないで、A 4 版のものを 2 枚つけて、A 3 版でとって後で裁断する、鉛筆とか消しゴムもどこまで使うか、ボールペンも例えば軸だけ変える、いろいろなそういった小さい積み重ねが結局は大きなものになって返ってくると思いますので、そういったことで絶えず我々の仕事、基盤は税金を基にして、大変な思いで皆さんに出していただいている税金で仕事をしているということを念頭に置いて、そして仕事をしてほしい、これが根底でございます。

菊地委員

でも、なかなか、評価が難しい職場というのがありますね。例えば私が保育所に勤務していた時に、私たち保育所職員の仕事というのは、何がどういうふうに評価されるのだろうか。10分以内に子供のおむつを10人分取り替えたら、それがコスト削減で評価されるのかとかいう話をまじめにしたことがあるのです。でも、子供には1人に10分かけておむつ替えの時間をとってあげたい、それが私たちの仕事の中身なのです。そういうふうにきちんと評価されるのかというのが、とても心配だと思います。事務の仕事もいろいろありますから、評価は難しいと思うのですけれども、管理職の皆さんが試行的にやられて、どうもきついということになって、廃案になれば一番いいと私は思うのですが、労働組合との話し合いをしながら、強行的な導入はないものと思うのですが、いかがですか。

(総務)職員課長

組合にも既に提案しておりまして、基本的には人事評価につきましては、組合としては反対の立場なのですけれども、ただ、今話しておりますように、今年度につきましては管理職に試行で導入するということですので、そういったことで組合には理解をいただいておりますし、また、今、評価について、例えば保育所の保育士という話がありましたけれども、今回は管理職ということで、保育士につきましては、具体的には今回の試行には入ってこないのですけれども、例えばいろいろな職種で評価しづらいというような面も確かにあるかと思えます。ですから、そういったことも含めて、あるいはまた項目数とか、評価の内容とか、そういったことを今回管理職に導入してみまして、なかなかうまくいかないとか、こういった点を改めた方がいいというようなことを逆に洗い出して、それを今後の評価の仕方につなげていきたいというふうに考えております。

菊地委員

そういう人事評価がなくても、公務員としての仕事が十分できるような職場づくりを改めて考えられればいいというふうには思いますので、一応主張しておきます。

実質公債費比率について

財政部にお尋ねしたいのですが、厳しい財政状況で、公債費の比率についても計算の仕方なり算出の仕方が変わったということで、なかなか思いどおりに比率が下がっていかないということがあるのですけれども、一方で次期総合計画の懇談会に行くと、今小樽市が抱えている大きな財政的課題がありながら、そのほかにぜひこういうものをつくってほしいという市民の要望がありましたか。

財政部長

私も総合計画の懇談会に出席させていただいて、財政状況も簡単に説明をさせていただきましたけれども、病院の問題等もありまして、ハード面で言いますと、プールの問題とか、あるいはコミュニティセンターの関係、そのあたりがちょっと抜けていたのかという印象は持っております。

ただ、総じて言いますと、私の方からそういう財政状況を説明したものですから、特段それ以外にこれをやってほしいという地域での若干の道路問題とかはありましたけれども、それほどたくさんの要望があったというふうな印象は受けてはおりません。

菊地委員

財政問題、財政について懸念を持っていたものですから、参加した市民の方が、そういう厳しいことを言われても、協力したくてもできないみたいな発言があったのも私も覚えているのですけれども、病院を建てたとしても実質公債費比率は25パーセントにはいかない、これまで御答弁をいただいているのですが、そうすると、今話にあったプールとかコミュニティセンターというのは、財政状況との絡みを見ながら、次期総合計画のこういった時期に盛り込まれるのか、財政部では、そのような試算をしていないのですか。

( 財政 ) 財政課長

実質公債費比率の関係ということなのですが、現在、財政健全化計画の公債費負担適正化計画の中で、実質公債費比率の将来推計ということで載せておりますが、この中には当然新病院の建設の部分の数値についても盛り込んでございます。それで、これは想定の話なのですが、もしプールを建設するとすれば、その中で恐らくは地方債を借りて建設するということになるかと思えます。その場合であれば、今の起債の制度からいきますと、民間資金であれば償還が15年ぐらいですか、その中で据置きが2年から3年ということが想定されます。それであれば、2年から3年が据置きで利息だけは払っていく。それから、3年目、4年目から元金の償還が始まっていくわけなのですが、そのときの建設費が幾らかという問題もございまして、それによって借りる金額も決まってくるのですが、実際この実質公債費比率の中でどの程度影響してくるかとなれば、今言ったように償還期間の関係もあって数値が1パーセント上がるとか、そういうものにはならないというふう考えております。

菊地委員

次期総合計画に入れるのか入れないのかという具体的な質問になると、市長は財政の問題を取り出してくるものですから、なかなか財政問題が絡んでくると苦慮しているのかというふうには思っているのですけれども、ただ市民の切実な要望でもありますから、これらをにらみながらどこかの時期に入れていただければいいというふうなことで尋ねたのですが、ぜひこのことをより積極的にお願ひしたいと思えます。

( 財政 ) 財政課長

実質公債費比率については恐らく、今言うように借りる金額などもあるのですが、1パーセントとか上がるような状況にはないと思うのですが、もともとの健全化計画の中でどうしても建物を建てますと、建てた後の維持・管理経費とか、人件費等が出てきます。そういうことを勘案すると、今の財政状況からすると厳しい面もあるという

ふうには認識しております。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

-----  
横田委員

市税滞納者の入札参加資格登録について

報告にありました収納率の向上に滞納者に対する行政サービス制限の検討となっています。平成18年度から入札参加資格登録を市税滞納者には制限する、資格を与えないというふうなことなのですけれども、そんな業者というか、そんな人がいるのですか。

(財政) 契約管財課長

平成18年度から市税 8 税目に対して滞納がある方については登録を認めませんという形でありまして、実際私も登録された方しか受付をしておりませんので、実際にどうかというのは話でしか聞いておりませんが、私の知っている限りでは、やはり数社ほどそういう関係で登録ができないという方がいたというふうに記憶しております。

横田委員

それで、要するに税金を払えば当然資格を与えるということですが、効果はあったのですか。幾らか納入したのですか。

(財政) 納税課長

その入札資格登録期間内に納付相談があったものとして、やはり滞納があるということでは出せませんということでは何社か相談がありまして、約800万円の収納がありました。ただ、納付期限を過ぎているものを、年度内には払ったのかはわかりませんが、それがきっかけで滞納額を早めに払っていただいたのではないかとは思っております。

横田委員

800万円ですね。わかりました。

あゆみの通信欄未記入について

教育委員会に、通知表のあゆみの未記載についてお尋ねします。

今年の2月初めですか、北海道新聞や読売新聞に、大きく小樽市の小学校での通知表の通信欄が空白のところがある。1校については30年間記載していなかったという記事が載りまして、我が党の小前議員がこれを専門に、それからほかの委員も何回か質問をさせてもらっていました。これも2月末ぐらいの北海道新聞の夕刊ですが、こういうふうに書いています。「学年末を控え、担任の先生は、1年間の子供の成長を思い浮かべながら、通信欄にペンを走らせてほしい」という意見が出ました。そして、結果的には、3学期は小樽市内の全校で記載があったという報告も受けましたし、我が党としては非常に喜ばしいことだと思っております。しかし、聞くところによりますと、この1学期の通知表の通信欄に、残念ながらまたもや書かない学校があったということは事実ですか。

(教育) 指導室主幹

通知表の通信欄の記入につきまして、市内全校において記入が見られたところでございますが、最上小学校の4年生だけが1学期に通信欄の記入がございませんでした。これは5月の職員会議において校長から1年に1回は記入するようにとの発言があったため、4年生の担任は2学期に記入しようと考え、1学期は記入せず、その旨を学級通信で保護者に知らせたと報告を受けております。これまでの通信欄への記入についての議論や経過などを知っているであろう校長からの発言とは考えられないものであり、校長に対して強く繰り返し指導をしているところで

ございます。

横田委員

その教員の名前を聞かせていただけないですか。

(教育)指導室主幹

個人名につきましては、ここで言いますと公開されるということもございますので、控えさせていただきたいというふうに思います。

横田委員

当然公務員でありますし、自分の意思で書かれなかったのだと思います、1人ということですから。確信的な思いだったと思いますので、私は公務員が公務上そういった意識を持ってやられたことであれば、堂々と名前を言われてもいいと思いますが、どうですか。

(教育)指導室長

このたびの4年生の担任が書かなかったということにつきましては、校長が年間で1回は書こうということに従って、1学期は書かないで2学期に書こうとやったことであって、4年生の担任が自分の意思で1学期は書かないで2学期、年に1回書こうということではなく、特に校長の指示に従ったという感覚でとらえておりますので、ちょっと名前については控えさせていただければと思います。

横田委員

名前はいいでしょう。ただ、今言われたように、学校の最高責任者である校長が、またそういうことをされた。そして、それにその教員も従ったということは、なぜなのかという気がしてなりません。今まで大きな議論もあったし、新聞でも投書で載った。そしてやっと書くようになった。それなのに1学期に通信欄には書かないで2学期に書こうとした、1学期の通信欄に書かなかった理由はおっしゃっていますか。その年1回はわかりましたけれども、面倒くさいから書かなかったのかどうか、何か理由があるという気がしますが、その辺についてはいかがですか。

(教育)指導室長

校長を通して、どうして4年生の担任が記入しなかったかということを探ねましたけれども、担任の方では、日常的に子供たちに学校生活の様子について話しているの、子供たちの口を通して保護者に伝えて、子供たちから聞いてもらいたい、そういう旨を学級通信に書いて保護者に渡したと伺っております。

横田委員

前々からの書かなかった理由も、今言われたようなことだったと思います。対話があるから必要はないのだという意見で書かなかった。しかし、反面、保護者の側から見ると、こういうふうに書いています。ずっと保護者会等で書いてほしいと担任に主張したが、聞き入れてもらえなかった。これは保護者との対話がないのではないのか、はっきり言って。ですから、学級通信で書かれたということですが、学級通信は個々の子供たちに渡すものではありませんし、個々の子供たちの内容にわたるものでもありません。結果としてそういう流れができて、学級通信を見て喜んでいる子供もいると思います。教員の一番の仕事は子供たちのためになるような教育をする。これは我々もずっと聞いておりますし、私もそう思っています。書かないことが、決して私は子供のためになるとは思いません。書いてあげた方が子供たちのためになるというふうに信じていますので、今後とも保護者あるいは校長もしっかりと御指導いただければと思います。最後に教育長に考えを聞かせていただいて、この件は終わります。

(教育)指導室長

委員の御指摘のとおり、通信欄というのは数字、記号で表すことのできない学校での子供の頑張りとか、よさ、成長の跡など節目節目で保護者や子供に伝え、認め、励まし、意欲を高める上で大変教育的効果があると思います。通知表は各学校で作成し、発行されるものであるからこそ、教員の教育愛とか情熱、これが問われる問題であると

受け止めております。

学校改善は校長のやり抜こうとする情熱と意思から始まるものと考えております。これがなければ何も始まりません。保護者も地域の方々も、みんなこれを見ているのではないかと思います。課題から逃げず、誠意を持って事に当たっていくのが極めて大切だと考えておりますので、これから校長会と一体となって改善に努めてまいりたいと思っております。

教育長

横田委員の御質問にお答えいたします。

学校教育というのは、子供と保護者と教員の人間関係で成り立っているものだと思います。今、盛んに言われておりますように、保護者から無理難題を学校に要求してくることもあります。このあゆみについては、決して私は無理な要求ではないというふうに認識しております。そういう面で、親の思いも十分聞きながら、豊かな人間づくりのためには、子供の意見、親の意見を聞きながら、優しい言葉がけ、さらには優しいコメント等を入れていくのが、私は何よりも必要なことかというふうに考えてございますので、校長会を通じて十分指導してまいりたいと考えます。

横田委員

ぜひお願いいたします。また引用で恐縮ですが、新聞にはこう書いています。『「記録に残るので、うかつなことは書けない」という教員もいた。通信欄の空白の向こう側に、父母と正面から向き合うことにしり込みする教員の姿が浮かぶ。』と、こういうことになると思いますので、どうか子供たちをしっかりと見据えた教育をお願いしたいと思います。この件は終わります。

職員会議の傍聴について

最後に確認させていただきたいのですが、以前に職員会議議事録を情報公開条例に基づき見せていただいて、それに基づいて質問したことがありました。いろいろ精査、研究させていただいておりますので、後日また違う形でそれを述べますけれども、以前に指摘したことは、だれが発言したかというのを黒塗りしていたことなわけですけれども、今度はだれが発言したかが一切書いてない様式になりました。名前が書いていないのです。そういう指摘をしたから、書かなくなったのか、それは読まなければわかりませんが、これは何回も繰り返しますけれども、公務員の公式な会議ですので、議事録として成り立たないのではないかと、名前を書きたくないならば、だれの発言かわからない、その辺も含めて次回に話したいと思います。

うちの地域の民生・児童委員から学校で職員会議の傍聴はできるのだろうかと聞かれました。これについての見解をお聞きします。

教育部川田次長

職員会議というのはあくまでも教職員のための会議ということで、学校運営を円滑に進めていくための会議というふうに承知してございますので、前回の議会でもそういった質問がございましたけれども、これは傍聴という形では教育委員会としては認めておりませんし、学校側もたぶんそういった要求については、公開はしていないと思います。

教育長

今盛んに開かれた学校ということを言われておりますが、まず学校の機能をきちんと発揮してもらうためには、学校の職員間できちんとした意見を構築することが大事だということを考えてございますので、今の段階では、まず学校サイドとして教職員が一つの思いになるような努力をいただいているところでございますので、開かれた学校とは決して矛盾しないと思うのですが、今の段階では公開するという考え方は、それぞれの校長もお持ちでないし、私どももそういう考えで見守ってございます。

横田委員

わかりました。

佐藤委員

教員の人事異動について

昨日の予算特別委員会で我が党の濱本委員から、教員の人事異動に関して質問がありまして、それに関しては調べて後ほど答弁するということでしたけれども、異動対象者及び同一校の勤務年数及び小樽市内と郡部の交流状況が直近でわかれば教えていただきたいのですが。

(教育) 学校教育課長

教員の勤務年数等の現状でございますけれども、まず急ぎよ集約した数字なもので、誤差がありましたらお許しください。まず、今年の5月1日現在で教員は483名おります。そのうち小樽市内での勤務が6年以上になる者が343名、そのうち小樽市内での勤務が15年以上となる者が171名。また、小樽市内での勤務が20年以上にわたる者が96名となっております。

それと、同一校における勤務年数の状況でございますが、これも同じく5月1日現在で同一校に7年以上勤務する者が4名、8年勤務する者が2名、10年勤務する者が2名という状況になっております。

それと、交流の状況です。小樽から後志管内へ、あるいは後志管内から小樽へという異動の状況ですが、今年の異動では、小樽市内から後志管内へ異動したのが小学校では8名、中学校では10名。逆に後志管内から小樽市に入ってきたのが小学校では17名、中学校では10名となっております。

佐藤委員

平成13年第4回定例会で、横田議員から、この人事異動の件に関して質問がございました。その中では、総数が546名の教員のうち、新入就任以来6年以上小樽市内に勤務している者は77パーセントに当たる418人、15年以上は34パーセントの185名、20年以上は26パーセントの140名という数字が上がってきております。さらに、小樽から郡部に異動した教員に関しては、小学校では3名、中学校では5名という極めて少ない数字でありました。そして、当時は小樽市内の1校での7年以上の在籍年数は42人、長い人では12年間同じ学校にいたということがございました。同一校に勤務している人数は減ってはいますけれども、今話を聞いた中では、10年間同じ学校にいる教員がまだ2名ほどいるという話でございました。

そこで、横田議員の質問の中で、当時は石田教育長だったと思いますけれども、道教委が目標とする数値としては、異動の割合を5割にしたいという話がありました。当時は6年以上勤務している者が77パーセントで約8割、7割を5割にしたい。しかも、それを10年以内ぐらいに何とかしたいという話が載っていました。平成13年度の予定ですから、約5年たって今話を聞いた数字では、6年以上に関しては約7割にとどまっておりますけれども、このことで当時は後志教育局に申入れをしていくというような形で、10年後をめどに50パーセントにしていきたいという話をされておりました。当然努力をしていただいて、後志教育局の方にはお願いをいただいていると思いますけれども、この5年間で目標としていた50パーセントにはちょっとほど遠いということでございますけれども、その辺に関して何か事情があればお聞きします。

(教育) 学校教育課長

人事異動に関しましては、道教委の定める人事異動の実施要領に基づき内申を行っております。現状は委員がおっしゃるような結果につながっていないと考えております。

佐藤委員

当然、教職員組合の申入れもあってということであろうと思いますけれども、その辺に関しては何か事情はあるのですか。

教育部川田次長

今話しましたように後志管内は人事異動要領というものがございまして、これは平成14年度にできまして、後志管内の小樽も含めてですけれども、教員方に交流をしていただいて、それぞれの力量を上げてもらおうという形でございます。

平成14年度に始まって、平成19年度で5年ほどたっておりますけれども、5割というのはなかなか厳しい数字でございますけれども、効果というのは徐々に上がってはきてございまして、何と申しまししょうか、小樽から後志に異動する教員も、我々も教員に対して直接面接をして、そういった制度のことを訴えたり、それから教員としてのライフワークみたいなことも話しながら面接をしてございます。そういう中で若い教員につきましては、徐々に後志のほうに目が向いてきている状況になってございます。

ただ、50代の教員につきましては、やはり小樽に家があったり、例えば両親が病気になったりとか、さまざまな理由がございまして、なかなか厳しい状況になってございますけれども、今少しずつそういった形の中では人事交流というのは図られてきていると思いますので、しばらく見守っていただきたいというふうに思っております。

佐藤委員

道教委の方からも、50パーセントという目標値が平成13年度に示されましたけれども、それは特別に小樽を低く目標設定したということではなくて、函館市、空知管内とかがそういう割合に近いのではないかというふうに思っています。小樽だけということではなくて、後志だけが突出して70パーセント以上ということは、どう見ても異常な数字ですし、ほかの地区が同じように小樽とは違う事情があって、それぞれ動いているということは考えられませんので、小樽だけが地域の特異性として異動しづらいということはなかなか考えられません。今後とも教育委員会は今までどおり努力していただいて、どうしても後志教育局とまた話をしていただいて、教員の資質向上は直接子供の学習能力、要するに学力にも影響するということですので、どうか強力に進めていただきたいと思っておりますけれども、石田前教育長が言った10年で50パーセントということが今も生きているかどうかはわかりませんが、教育長の決意を聞かせていただきたいと思っております。

教育長

まず、小樽と後志の人事なのですが、小樽から後志に異動する人数はこの四、五年で間違いなく増えていることは数字で出ているのですが、実はこの数年、後志から小樽を希望する教員がかなり減ってきています。かつては100名、200名といたのですが、ここのところは二けたでも三、四十人くらいです。どうしてそういう結果になったかといいますと、実は小樽には管理職の公宅も一般の教員の公宅もないのです。後志の郡部にいますと、1月1万円少しくらいで入居できる公宅がありますが、小樽に来ますと、賃貸マンションに入ったらもちろん10万円以上しますし、独身でアパートを借りても6万、7万円でございますので、低い給料でどうも小樽ではまずいということで、先ほど触れました小樽に希望する人は小樽に自宅があったり親がいるという、そういうのに限定されるのが実はその数字になって表れてきていると思います。

私どもも、できましたら、若いうちに一回でも小樽で、また年配になっても小樽で教育をという希望はございますので、今、委員がおっしゃいましたようにこれまで以上に、面接まで後志教育局でやってくださっていますので、それも踏まえて人事交流が円滑に進むようお願いいたしてまいりたいという考えでございます。

佐藤委員

お願いします。

小樽市人材育成基本方針について

小樽市人材育成基本方針を質問させていただきます。なにぶん十分目を通す暇がなかったものですから、教えていただきたいというような姿勢で質問させていただきます。

まず、今年度、山田市長が町会活動支援員制度を打ち出されまして、町会にかかわって助けていこうという制度

がありますけれども、例えば町会活動の支援制度というものは、この評価基準の中に盛り込まれているのですか。

(総務)職員課長

具体的に、実はこの人材育成基本方針をつくっている段階で、町会活動支援員制度というようなものは、考慮に入れておりませんでした。途中で出てきておりますので、そういった意味で、具体的にこの項目の中に支援員をしていたら評価が上がるとか、そういったような形の項目は入ってございません。

けれども、先ほど来話していますように、今この人事評価制度の項目として設けてあるものも、完全にコンクリートしてということでは考えておりませんで、まずは管理職で試行する中で、この項目の内容とか項目数とか、あるいは評価しやすいかどうかとか、そういったことを実際にやってみて、その上でアンケートなりをとって、皆さんの意見を集約しながらよりよいものにしていきたいと考えておりますので、具体的にここに入っているかどうかという質問ですと、具体的には入っておりませんという答弁になります。

佐藤委員

これは試行期間という話がありましたけれども、それでは実際問題、この人事評価制度を本格的に導入するのはいつごろになるのですか。

(総務)職員課長

実は今、国も管理職を対象に試行している最中です。そういった意味で、また他都市でも何市か試行しておりますけれども、うちの方も実はそういった国が実際に本格導入するのを待ちながら、それまでの間何もしないでいきますと、いきなり導入ということはできませんので、それまでの間にいろいろ試行を重ねながら、実際に本格導入になれば、国が実施していけば、その時期を見定めながら、国が導入してからそう遠くない時期に導入するというような形を目指していきたいとは思っております。

佐藤委員

国が本格的に導入してから同じようにされるという話ですけれども、ほかで先進自治体として既に取り入れているところはございますか。

(総務)職員課長

例えば、本州の富山市、長野市、萩市とか、幾つかあるのですけれども、道内の市町村でも聞いたのですけれども、今、道内では市が20、町で78、村で9が、合計107市町村で人事評価制度というよりも人材育成基本方針ということで導入していると聞いております。

当然人材育成基本方針と人事評価制度というのは、車の両輪のような形でリンクしていますので、そういったことでは、まだ本格実施ということには恐らく、国も入っていませんのでなっていないと思いますけれども、試行しながらというような形で本市と同じようなことを考えているというふうに思っております。

佐藤委員

それでは、今後の試行の中で、どのような形で今ここに出されているものが進められているかという話になるのですけれども、評価の手法としてはさまざまなものが当然あると思います。その辺も十分勉強されていると思いますけれども、今後、試行期間を経て、例えば1次評価、2次評価などという多層評価、若しくは360度評価のような多面化の評価、そしてまだ客観性を担保するという方法としては外部評価の導入というものに関してはいかがお考えですか。

(総務)職員課長

実は、なかなか一足飛びにといいますか、一気に外部評価というような、外部から職員を評価するというようなことは非常に難しいと思っております。国の方もやはり中から評価をしていこうということで、民間のよいところを取り入れて、こういった評価をしていこうというふうになってきておりますので、うちの方としましても、国とか他都市とか、そういった同じようにその流れの中で、まずは内部からの評価を試行しながらやってみたいとい

うことでございますので、いきなり100点満点ですべてのことを外部からの評価というような、そういったことはちょっと今の時点では考えてございません。

佐藤委員

それで、この人事評価制度というものの先に、昇任試験に向けて、人事評価を参考にするという点に関してはいかがですか。

(総務)職員課長

今、昇任ということよりも一番頭に浮かぶものとしては、まずは給与とリンクするということだと思うのですが、これにつきましても今はまず評価をして、どういった評価をしていったらいいのかということを出していきたくらいでございますので、もちろん給与がまだリンクしないという段階で、その先の昇任がどうこうという話までは全然届いておりませんので、そういった意味で将来的にはいったん給与とリンクして、ボーナスとか通常の給与月額とか、そういうところとリンクさせることになるかとは思いますが、当然、委員のお話のとおり、それが昇任とか昇格とか、そういったものとのリンクというのはありますけれども、今の段階ではまだまだやっとこれからスタートラインに立って、まずはやってみようという段階ですので、そこまでは今の段階では申し上げられる状況にございません。

佐藤委員

人事評価システムは、ある意味挑戦的で革新的な組織にするための加点主義の原則を採用するべきものであるということが一般的に言われていますけれども、どうかこの試行期間の途中でアイドリングがとまらないようにしていただきながら、実際に採用していただくような形で、さらには、今、将来的にはという話がありましたけれども、給与若しくは昇任というものにつなげていっていただきたいというふうに思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

-----  
高橋委員

エキスパートについて

今も議論がありました人材育成基本方針ということで、3ページの今後の人材ということですが、職員がどんどん減少している。そういう中であって、やはり専門性が本当に求められていっているのだろうというふうに思っております。

以前にも質問しましたが、エキスパートをどういうふうに育てていくかというのは大きい課題だと思うのですが、これについては配置の検討というものしかないのですけれども、この考え方について詳しく教えてください。

(総務)職員課長

3ページに書いてございますエキスパートの話ですが、組合にも提案した際に、エキスパートにつきましても、まだまだいろいろな課題があるだろうということが言われておまして、実は必ずしも、ここには一つの例示として税務、福祉、衛生等ということで書いてございますけれども、どの分野でということになりますと、そういった分野の検討も必要ですし、それからまた実際何人配置したらいいのかとか、あるいはエキスパートですからいったん配置しますと、あと異動の問題、昇任の問題、いろいろと細かいことを決めておかないと、実際採用してその後知らないというわけにはいきませんので、そういったことで課題もまだまだたくさんあるものというふうに思っております。

ただ、今、委員がおっしゃるとおり、やはりこういう時代になりまして、こういった専門職がいなければ、なかなか対応が難しいというような仕事も出てきておりますので、仕事との兼ね合いの中で、そういったものを見定め

て、今後、課題の整理をしていかなければいけないというふうに考えております。

高橋委員

職員研修について

同じく下に職員研修というのがあります。以前質問しましたら、同じような中級だとか上級の研修をやっているということでしたけれども、8 ページに職員研修の種類ということなのですが、これは以前からもやっている研修ということなのでしょう。

確認したかったのは、研修を受けてどのぐらい効果があるのかなど。皆さん管理職なので当然受けていると思うのですが、その感想をぜひ聞かせてください。

(総務) 職員課長

実はこの8 ページに出ております職員研修の種類といいますのは、小樽市に職員研修規程がございまして、その中で入っている研修項目を一覧表にまとめたものでございます。

従前からこういった研修をやっているわけですが、それぞれの研修を行って、研修の最後にアンケート調査を実施しております。ですから、受講した方の感想、そういったものは直接把握しておりますし、また、今、委員お尋ねのそれぞれの職場でどの程度効果を上げているのかということにつきましては、実は一つの方法としては、職場に戻ってから実際にどれだけ効果があったのかということを探るという方法もあるのですが、研修を受けて、職場に戻って、具体的にその研修効果がどれだけ上がったという数値で見るといようなことは実際にはなかなか難しいですし、それから通常の業務を行いながらということですので、この効果につきましては、従前からそれぞれの職場で管理職の方たちに、実際に研修を受けて効果が上がっているかどうかというのは、日常業務の中でそれぞれ判断していただきたいということで話をしております。

高橋委員

わかりました。

財政再建推進プラン実施計画の平成18年度取組状況について

次に、財政再建推進プラン実施計画の平成18年度取組状況ですけれども、内容は大体わかりました。平成19年度までの実施状況をわかる範囲でいいのですが、財政効果として確認したいと思ったのですけれども、ここに出てくる人件費、それから事務事業の見直しということで、その2点に限って言えば、平成19年度の現状をわかる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

(財政) 中田主幹

平成19年度は人件費で言いますと、率を7 パーセントから、さらに平成15年度から一括すると10パーセントにしていますので、その分の効果と、さらに職員数も減らしていますので、億単位の効果が出ていると思います。

事務事業の見直しの方では、委託関係の見直しもさらにかけておりますので、そういうところを中心に、予算編成の段階でかなり縮減していますので、金額で何とも言えませんけれども、そういう内部管理経費を中心に効果を出しているところでございます。

高橋委員

後で簡単にまとめて教えてください。

開かれた学校づくりについて

一般質問でも開かれた学校づくりということで何回か議論をさせていただきました。学校長の強力なリーダーシップが必要だというふうには私は常々思っております。また、そういうふうにも現場を見てまいりました。まず、この認識について教育委員会にお聞きします。

(教育) 指導室長

委員の御指摘のとおり、学校を改善するためには校長のリーダーシップの発揮が一番求められるものと認識して

おります。

高橋委員

現状では、各学校長のこの開かれた学校づくりという認識がどんなふうになっているのかを教えてくださいと思います。

(教育) 指導室長

開かれた学校につきましては、今、教育委員会が進めております小樽市立学校教育推進計画あおばとプランに示されておりまして、そのあおばとプランの推進に向けて、各学校長が全力で今取り組んでいるところでございます。徐々に学校は地域に開かれてきておりまして、今年度は地域に対する授業公開、これが全学校で行われるようになっておりますし、全学校において地域人材の活用も行われているところでございます。

高橋委員

あおばとプランで確認をしておきたいのですが、地域公開週間の実施ということで、具体的にもう少しわかりやすく、どういう内容のものをやっているのか、それからいつやられたのか教えていただけますか。

(教育) 指導室長

あおばとプランというのは、平成17年に保護者や学識経験者又は小中学校の校長、高校の校長などから成る小樽市立学校教育推進のために作成検討委員会をつくりまして、今後の小樽の教育の方向性について教育長から諮問を行い、この作成委員会から答申をいただき、その答申を基に作成されたもので、その答申の中には学校教育の現状と課題や小樽市の学校教育の方向性などが書かれておりまして、その中で学校教育活動その他の学校運営全般の状況が見えない、学校の閉鎖性が指摘されております。学校の積極的な情報公開、学校評価、地域への授業公開日の設定、保護者や地域住民が積極的に学校運営にかかわっていく地域に根差した学校づくりの必要性、こういうものが答申で示され、これを基にあおばとプランをつくったわけでございます。

地域公開日につきましては、ふだん学校では授業参観日ということで、保護者のみを対象に行っておりましたけれども、これを地域の方々にも御案内申し上げて、学校で行われている授業の様子、子供たちの様子、教員の様子を見ていただきたい、まずはそこから始めようということで、現在、全学校で地域公開が行われるようになってきているところでございます。

高橋委員

学校経営等の保護者や地域住民への説明の実施、これはどういうものですか。

(教育) 指導室主幹

このことにつきましては、4月、5月の年度初めに各学校の校長が文書又はPTAやその他の集まりの中で、今年うちの学校の教育活動については春夏秋冬にこういうことをやります、また、学級ごとにこういうことがありますということで説明をさせていただいているところでございます。

高橋委員

自己評価・外部評価の実施と公開、これはどのようになっていますか。

(教育) 指導室長

自己評価については今年度全学校で実施することになっておりまして、外部評価につきましては、現在、保護者のアンケートをとっている学校がどんどん増えてきている状況でございます。また、外部評価委員会による外部評価につきましては、今後、学校評議員会などを活用して進めていきたいと考えているところでございます。

高橋委員

もっと詳しく知りたいのですが、自己評価というのはどういう内容でどういうものを皆さんに見せているのかを教えてください。

(教育) 指導室長

自己評価の内容につきましてですが、文部科学省から学校評価ガイドラインが示されておりまして、学校運営にかかわること、それから教育課程にかかわること、生徒指導にかかわること、学習指導にかかわることなどの項目が示されておりまして、それを参考に各学校の実態に応じて自己評価表をつくりまして、学期ごと又は年度末に先生方が自分の学校の状況について評価しております。

現在、まだそれが公開を前提とした自己評価をやっている学校もありますし、そうでない学校も見られるところなのですが、これをだんだん公開できるような自己評価にしていって、学校の説明責任を果たしていくことが今後求められているところでございます。

高橋委員

すると、公開しているところとしていないところがあるということですか。

(教育) 指導室長

はい。

高橋委員

何校が公開していて何校は公開していないというのはわかりますか。

(教育) 指導室長

自己評価の公開については、今、数を把握しておりません。

高橋委員

では、今度調べてほしいと思います。公開している学校を、後で結構ですが、資料として出していただければと思います。

各学校のウェブページ開設について

学校のウェブページの開設を推進という項目がありますけれども、これは具体的に説明をしていただきたいと思えます。

(教育) 指導室主幹

各学校のホームページにつきましては、既に開設しております教育研究所のホームページにリンクを張りまして公開する形になります。各学校で作成されたものについては、随時掲載されることとなっております。各学校のウェブページの開設につきましては、あおばとプランの中でも取組が遅れているところでございまして、現在のところ、あおばとプランの推進にかかわってのウェブページを開設しているのは 1 校でございます。教育委員会としましては、9 月の小中学校教頭会議の折にホームページ作成ソフトを配布して説明をするなど、ウェブページの早期開設に向けて具体的に取組を進めているところでございます。技術的な面や内容的な面など、各学校の現状により難しい面もございしますが、一斉に開設するところまでいってございませぬので、一步一步進めているところでございます。

高橋委員

ぜひお願いしたいと思います。

学校支援ボランティアについて

学校支援ボランティア制度の提案を今回出しました。実はこのあおばとプランの認識が申しわけないのですが、なかったものですから、きちんとこれにうたわれているというのを知りませんでした。それで、岡山市教育委員会の実例を挙げて教育委員会に提案をしたわけですが、学校の個別的に校長若しくは学校単位で、どういうふうに今までボランティア活動をお願いしてきたものややってきているのかというのを、まず実態把握をしていただきたいと思いますが、この点についてはどうですか。

(教育) 学校教育課長

学校支援ボランティアにつきましては、実際おのおのの学校において、例えば登校時の安全パトロールなどいろいろな支援を受けながら実施されている状況にあります。それにつきましては、その都度、学校側から、例えば P T A などの集まりの際に、こういう問題があるけれども何とかならないか、あるいは地域の皆さん方から、こういうことができるけれども学校としてどうなのか、そういう個々のつながりの中でいろいろな協力をいただいている状況にあります。

高橋委員

それを調べてほしいということなのです。

(教育) 学校教育課長

それらの状況につきまして、教育委員会としても、またトータルの実態を調査したものがございませんので、そういう実際の募集の仕方なりを調査してまいりたいと思っております。

高橋委員

教育長にぜひお願いしたいのですが、非常にこれはいい制度だと私は思っています。ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

教育長

学校支援ボランティアにつきましては、何回も話していますように、環境整備とか、そういう視点からかなりお手伝いいただいているところでございますが、いま一つ評価面で、例えば、小学校の英語の導入とか、A L T 活用とか、そういうふうになりますとやはり学校の教員だけでは不十分でございまして、地域住民とか海外に渡った方など、そういう講師などが必要になるかと思えます。私どもとしては、今後一つ一つ解決していこうとは思いますが、最終的には受け入れてくれる学校がぜひというふうに喜ばれるようなスタイルでありたいと思っております。ボランティアを募っても、学校から喜ばれなかったら、せっかくのそういう仕組みも組織も無駄になりますので、まずどういうボランティアが可能か、学校周辺の可能な人材をまず探るなど、そういう取組から進めてまいりたいという考えでございます。

高橋委員

ぜひよろしくお願いしたいと思います。

市税の調定額と収入率の推移について

財政についてはいろいろ議論をしてきましたけれども、地方交付税と同様に入りの部分で大きい市税についてお尋ねします。

直近 5 年間で結構なのですが、市税の調定額と収入率の推移を教えてください。

(財政) 納税課長

市税の合計ですけれども、平成14年度、調定額は179億2,323万1,000円、収入率は87パーセント。平成15年度、調定額は175億6,357万1,000円、収入率は85.2パーセント。平成16年度、調定額は175億9,029万7,000円、収入率は82.6パーセント。平成17年度、調定額は178億9,924万2,000円、収入率は81.7パーセント。平成18年度、調定額は178億2,473万8,000円、収入率は80.9パーセントです。

高橋委員

どんどん下がってきているという実態がわかるかと思うのですが、今全体の話をつないましたので、ではその区分として大きなものを三つ、市民税、固定資産税、都市計画税の収納率の推移を直近 5 年間で教えてください。

(財政) 納税課長

市民税ですが、平成14年度は91.3パーセント、平成15年度は91.4パーセント、平成16年度は90.7パーセント、平成17年度は90.9パーセント、平成18年度は91.7パーセント。固定資産税ですが、平成14年度は83.2パーセント、平

成15年度は80.3パーセント、平成16年度は76.9パーセント、平成17年度は75.3パーセント、平成18年度は72.9パーセント。都市計画税ですが、平成14年度は81.4パーセント、平成15年度は78.7パーセント、平成16年度は75.2パーセント、平成17年度は73.6パーセント、平成18年度は70.7パーセントです。

高橋委員

今の御答弁を伺いますと、市民税については大体横ばいなのかというふうに思っています。固定資産税と都市計画税が年々下がってきておりますが、この主な要因はどのようなものになっていますか。

(財政) 納税課長

市民税が横ばいということで、固定資産税と都市計画税につきましては2パーセント弱の低下をしているということですが、これについては高額な滞納のところがあるというのが要因だと思っております。

高橋委員

次に、収入未済額ですけれども、毎年どの程度の額があるのか。収入未済額を大きなもので結構ですので、市民税と固定資産税について教えてください。

(財政) 納税課長

市民税ですが、平成14年度は4億8,361万3,000円、平成15年度は4億7,536万2,000円、平成16年度は4億7,408万4,000円、平成17年度は4億5,763万1,000円、平成18年度は4億3,258万5,000円です。固定資産税ですが、平成14年度は13億1,910万1,000円、平成15年度は15億8,211万6,000円、平成16年度は18億7,865万3,000円、平成17年度は21億4,114万2,000円、平成18年度は22億2,228万7,000円です。都市計画税ですが、平成14年度は2億9,792万1,000円、平成15年度は3億4,976万7,000円、平成16年度は4億8,082万5,000円、平成17年度は4億6,009万円、平成18年度は4億8,269万8,000円です。

高橋委員

非常に大きな金額だというふうに思うのですが、この未納と滞納の対策ですね。これはどのように納税課としてやってこられたのか、その内容を教えてください。

(財政) 納税課長

滞納整理につきましては、これといった決め手がないというのが常々言っているのですが、現在、納税課では収入率向上に向けまして、滞納者に文書催告、電話による催告、臨戸訪問、財産調査による差押えなどの滞納整理を行っていきまして、その中でも特化したものとしましては、電話催告につきましては、日中のほか、毎月中旬に夜間電話催告日というのを設けまして、滞納者への交渉などを行っております。

次に、臨戸訪問につきましては、普通でも日中滞納者のところへ訪問をするのですが、毎月末に夜間臨戸督促日というのを設けまして、なかなか日中では会えない方のところに臨戸訪問しております。

次に、臨戸訪問につきましては、平成18年度に各担当の目標訪問件数というのを決めまして、2週間にわたりまして臨戸強化期間というのを2回ほど実施しております。なかなか連絡がつかないとか、よく塩漬けといいますが、全く反応のない滞納者のところに夜間を中心に訪問をしました。

それと、差押えなのですが、財産調査にはこの差押えを強化いたしまして、平成18年度は預貯金の差押え件数が平成17年度と比べて約100件増加しております。そのほか進行管理を徹底しまして、収入率向上には努めております。

高橋委員

電話訪問は何人の体制でどういう状況でやっているのか、内容を教えてください。

(財政) 納税課長

現在、納税課には3係と特別滞納整理班がありまして、1係係長1名、係員が4名です。それと、特別滞納整理班につきましては、主査2名と市外関係を担当する係員が2名と、高額という特殊な担当が1名という体制。あと

徴収担当員ではないですけれども、管理係がありまして、そこには係長と職員 2 名が配置されています。その中で、特別滞納整理班の主査 2 名は別ですけれども、一応、係長につきましては、個別の滞納者の件数を持たない、進行管理を主に重点的にやっているの、係員が滞納者に対する納税交渉、文書の発送、財産調査などをやっております。

高橋委員

平成17年度、平成18年度の状況を知りたいのですが、この催告をしてどのくらい効果が上がっているのか、その内容を教えてもらえますか。

( 財政 ) 納税課長

簡単に一言で言いますと、平成17年度と平成18年度を比べまして、市税全体では0.8パーセントの減少となったのですけれども、ただ個々の現年課税の合計でいきますと、0.6パーセントですけれども、若干増加しておりますので、今まで平成17年度から平成18年度にかけてやった対策が、多少ではありますけれども、効果が出たとは思っております。

高橋委員

わかりました。

不納欠損処理について

不納欠損処理というのがありますけれども、この不納欠損処理の内容と、それから根拠になっている法律、その仕組みを教えてくださいたいと思います。

( 財政 ) 納税課長

不納欠損というのは、滞納された税金のうち徴収不可能となって納税義務を消滅させたものを損失計上するという欠損処理をやるということです。その法律的な根拠なのですけれども、地方税法に取扱規定については三つありまして、順番は前後しますけれども、地方税法第18条地方税の消滅時効というのがありまして、これにつきましては5年間徴収権を行使しないと時効により消滅する、これがまず一つです。それと、二つ目は、第15条の7の第4項の規定というのがありまして、これにつきましては、滞納処分執行停止が3年間継続した場合は、納入する義務が消滅するというものです。それと、最後の三つ目なのですけれども、第15条の7の第5項の規定によるのですけれども、滞納処分したもので徴収できないということが明らかなもの、これにつきましては、直ちに消滅をさせることができるという、この三つの根拠で不納欠損をやっております。

高橋委員

今説明された地方税法第15条の7の第5項について、具体的な事例を教えてください。

( 財政 ) 納税課長

直ちに消滅できるというのは、一般的にやるのが、法人が倒産等により解散して全くもう存在しないというときは、現在では即時消滅といって、すぐ消滅させております。

高橋委員

この地方税法第15条の7の第4項と第5項についてはどのくらいの件数があるのか。

( 財政 ) 納税課長

まず、地方税法第15条の7の第4項につきましては今回520件、第5項につきましては332件を処理しております。

高橋委員

それで、状況を確認したいのですが、この直近の状況、5年間ぐらいの推移では増えておりますか、減っておりますか。

( 財政 ) 納税課長

直近でいきますと、件数は平成15年度からは増えています。平成14年度まで9,000件あったのが平成15年度に7,000

件に減りまして、その後9,000件、9,700件、1万件。これは期別の件数なのですが、それは増えています。

高橋委員

伺っていますと、毎年、税法上のこの今の説明を受けた内容についても、非常に厳しい状況だと思っております。何を聞きたいかという、この件で議論しましたけれども、地方交付税が下がっています。そして、市民税の方もなかなか厳しい状況になっているということで、そうすると、前の議論に戻りますけれども、財政健全化計画における市民税の収入の試算が毎年のベースで本当に大丈夫なのかという、どうしてもそこに行き着くわけです。細かい状況を聞いても、なかなかプラス要素がないということを考えれば、やはりもう一度その細かい洗い出しが必要ではないかというふうに思うわけですが、その辺については、どうですか。

財政部長

今、地方交付税を含めまして、これからの収支の方向を見直さなければならない時期が来るかと思いますが、そのときに今の財政健全化計画は、前にも説明しましたけれども、例えば市民税であれば2パーセントの減を見込んでいますけれども、税の方は滞納に回さないということで現年徴収を中心にやっておりますけれども、トータルとして収納率を含めてなかなか厳しい状況にありますので、次回の財政健全化計画の見直しに当たりましては、再度それらの動向なども勘案してみたいというふうに思っております。

高橋委員

やはり財政部長が何回もそういうふうに答弁されるわけですが、私はある程度厳しくこの辺の数字は上げていかないと、計画全体そのものをもう見直さなければならなくなるのではないかと、非常に危くしております。そういう意味で細かい積み上げではありますけれども、いろいろな項目について再度、来年度以降の洗い出しをぜひやっていただきたいというふうに思いますので、この点を要望しまして私の質問は終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時20分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合に移します。

佐々木委員

財政健全化計画について

財政健全化計画と財政再建推進プラン実施計画について、区別と理解をしたいと思いますが、これらについて教えてください。

( 財政 ) 中田主幹

まず、財政再建推進プラン実施計画でございますけれども、計画期間を21年度までの計画といたしまして、平成18年2月に策定いたしました。平成21年度までの計画で、まずは平成21年度には単年度収支の黒字化を図るというのが計画の最初の目標でございました。その後、平成18年度になってから、国の方で健全化の動きがいろいろ出て、小樽市の場合、7年度以内に赤字を解消する計画をつくりなさいということで、新たに財政健全化計画を策定しました。それで、財政健全化計画の方は、計画の最終年度の平成24年度に累積の赤字をすべて解消するという計画になってございます。取組項目につきましては、財政再建推進プラン実施計画の部分を中心に、それをさらに踏み込んだ形で財政健全化計画を行って、平成21年度には累積赤字を解消するという計画になってございます。

佐々木委員

いろいろとこの間の総合計画、その部分についても先ほど財政部長の方から話をしましたね。あれは財政健全化計画ですね。一応広報おたるあたりでは出していくと思いますけれども、平成21年度までに目標としている財政再建推進プランと平成24年度までの財政健全化計画、このところはきちんと理解し、実状を整理したいというところなのです。

それでそこにかかわって、この間から予算特別委員会でもずっと出てきていますけれども、実質公債費比率と連結実質赤字比率はどうなっていますか。

(財政) 財政課長

実質公債費比率であります。これは平成18年度に地方債制度で許可制から協議制に移る段階で出てきた財政指標でございます。それで、この比率が18パーセントを超える団体につきましては許可団体になるということで、従前も同じように北海道から許可をもらわないと地方債が発行されないということでございます。小樽市については18パーセントを超えておりまして19.2パーセントということで、平成18年度は許可団体となったところでございます。

それから、連結実質赤字比率ですが、これにつきましては、今年の6月22日ですか、地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのが制定されて、その中で言われております四つの指標のうちの一つでございます。

それで、従前は健全化といいますか、再建団体といいますか、こういう指標につきましては普通会計の赤字額だったわけなのですけれども、今度の新しい法律では一般会計から特別会計、あと病院、下水道、水道の各企業会計も含めた、要は小樽市全体の全会計の赤字額。黒字額になっている部分もありますので、それら全部を合わせた比率を出して、その財政指標として健全化の指標として今後使っていこうというものでございます。その基準につきましては年内に示されるということで、その処理法で検討されていると思いますので、年内に何パーセントを超えたら早期健全化団体とか、財政再生団体というような形で示されることになっております。

佐々木委員

実質公債費比率が19.2パーセント。公表されているところでは20.2パーセントだったのではないですか。それから、連結実質赤字比率が19.4パーセントというふうに公表されていたけれどもいかがですか。

(財政) 財政課長

先ほど私の方から言いました実質公債費比率につきましては、平成18年度のときですか、中身的に言いますと平成17年度、平成16年度、平成15年度、この3年間の平均で19.2パーセントになっていたということでございます。

それで、委員のおっしゃるとおり20.2パーセントというのは、9月7日に北海道の方から速報値として公表されたものでございます。それは一応平成18年度の決算も含めまして平成18年度、平成17年度、平成16年度、この3年間の数値で平均をとって20.2パーセントということで公表されたものでございます。

それと、連結実質赤字比率が19.4パーセントということで、これは本会議で市長が答弁した部分なのですが、これは先ほどありました6月22日に通りました新しい法律の中で示されている部分での計算をすると、小樽市の場合、今回が決算議会でもあるのですけれども、出してもらっている数字で計算すると、19.4パーセントという結果になっているということでございます。

佐々木委員

この後、決算特別委員会がありますから、その中で聞きたいと思いますが、それでこの指標というのが、新たに連結実質赤字比率の関係が出てきたことによって、先ほどの話ですと、公表されるのは今月の末ですか。

(財政) 財政課長

一応法律は6月22日に通っておりまして、政省令の部分で、この基準が示されるというふうに見ております。これが今聞いている情報によりますと年内に示すということ。年内ということは、この比率が示されますと、平成20

年度の決算からそれを適用するというように今の法律ではなっておりますので、平成20年度の予算編成までには公表したいということで聞いております。

佐々木委員

そうすると、財政健全化計画の収入にかかわる部分で、見直しを図らなければならないというようなことで先ほどやりとりがありましたね。この連結実質赤字比率がどう動くかによって、ここのところは、小樽市の場合、どのように影響が出てきますか。そして、財政健全化計画の見直しを図らなければならない部分で、そういう影響が出てくるのか。見直しを図らなければならないことがあるとすれば、どういうふうな状況になるのですか。

(財政) 財政課長

まず、政令の中で何パーセントということを示されるかという部分もありますが、当然に一般会計を含めまして赤字を抱えているところ、不良債務を抱えているところについては、それなりにその会計の中で努力をしていただかなければ、今の算式の中からいきますと、赤字が増えると、この比率も上がるということになっておりますので、そういう会計については当然その中で事務事業の見直しとか、そういう形で努力をしていただく。また、財政部の方でも、一般会計とか所管している会計については、そういう努力をしていかなければならないと考えております。

佐々木委員

この連結実質赤字比率が出てきた背景というのは、どういうふうに押さえていますか。

(財政) 財政課長

今回の法律のことになるわけなのですが、昨年度、夕張市が財政再建団体になったということで、それは今回の新しい法律ではなくて、従前の地方財政再建特別措置法が適用になりました。それで、その場合には、小樽市でいえば、一般会計と住宅事業特別会計と土地取得事業特別会計と融雪施設設置資金貸付事業特別会計、それらをあわせた普通会計ベースが標準財政規模といいまして、主な中身は地方交付税と市税です。標準財政規模に対する赤字額の比率が20パーセントを超えた場合について適用になるということなので、その中で夕張市は財政再建団体になったということがございます。その中では、あくまでも普通会計ベースでしか判断をしていなかったということ。夕張市の場合につきましても、特別会計とか企業会計の部分でも、かなりの赤字を抱えていたということもございました。そういうことで、今回のこの連結実質赤字比率ですか、普通会計だけではなくて、病院、水道、国民健康保険、介護保険等、そういうような企業会計や特別会計も含めた全体の中でやはりある一定の率を超えると、これは改正して何らかの方法で早期に健全化を図らなければならないということが、現行法の中で指摘されたということもありまして、今回の比率になったというふうに認識しております。

佐々木委員

そういうような状況も含めて厳しい状況にはなっていくということは予想されますね。

標準財政規模の20パーセント、小樽市の場合で言えば300億円の20パーセントだから60億円。この数字というのは、もうベースにはならないのですか。

(財政) 財政課長

新しい法律もできたのですけれども、現行法もまだ生きておりますので、その基準というのはまだあります。あることはあります。ですけれども、新しい法律が施行されて、そちらの方に移っていくという形になりますので、そこで出てくるのが先ほど言いました連結実質赤字比率で、どこで線引きがされるのか。一般的に思うのは、普通会計ベースで20パーセントだったから、それより上の比率になるのかということとはございますけれども、この新しい法律の中で早期健全化ということでの範ちゅうと、再生比率ということで、要は再生団体になると、夕張市のように国の関与が出てくるような仕組みになる。その二段階になっているので、それぞれどこで線が引かれるのかということで、今うちの方も危くしているところでございます。

佐々木委員

その話は決算特別委員会に移します。

新しい総合計画について

現在、新しい総合計画をつくっていますが、その目的と手順、手続、現段階がどういう状況か、質問いたします。

(総務)企画政策室笠原主幹

新しい総合計画の関係についてでございますけれども、第2回定例会で、私の方では新しい総合計画策定に向けた基本方針ということで、この総務常任委員会の中で示させていただきまして、私どもも本格的に総合計画の策定作業に取りかかりました。また、8月1日には総合計画の第1回の審議会を開催いたしまして、今後のスケジュール等を示してまいりました。

また、今回の基本方針の中でも示しておりますけれども、市民参加の手法ということで市民アンケート、そのほか町内単位の地区別懇談会、団体別懇談会、それらのものを現在考えてやりまして、その結果等を取りまとめているところでございます。

佐々木委員

それで、地区別懇談会という、説明会ですね。地区別懇談会という名称でいいのですね。病院の方は「新市立病院新築に係る市民説明会」です。混乱しています。この懇談会は既に8月で終わっていますね。先ほども財政部長からも答えていますが、開いた場所と数と参加人数、そしてやった感想を教えてください。

(総務)企画政策室笠原主幹

新しい総合計画策定のための懇談会でございますけれども、先ほど私が言いました地区別と市内の各種団体の団体別と二つの懇談会を開催しておりますけれども、このうち、今、委員からお話ございましたのは、町会単位でやった地区別の懇談会ということで答えさせていただきますが、町会単位の地区別懇談会は市内を九つのブロックに分けております。端から蘭島、忍路、桃内、塩谷を含めた塩谷地区とか、九つのブロックでやりまして、8月1日に第1回の懇談会を開催いたしました。以降8月29日まで、お盆の時期を外しまして9回、夜間午後6時半からですが、8時半までのおおむね2時間、9回実施いたしました。全体といたしまして、この9回合わせまして御参加いただいた町会の数としては79町会、それで御参加いただきました方につきましては224名でございます。

それで、この懇談会を開いた感想といいますか、反応の部分でございますけれども、懇談会自体は、まず私どもの方から総合計画というものがどういうものかということ、資料等に基づきまして15分ほど説明させていただきました。そして、今回の懇談会の目的としては、そこに御出席いただいた方から、小樽のこの先10年の将来ということで、どういう小樽をつくっていったらいいのか。そういうようなことに対しての御意見をちょうだいしたいと、そういう趣旨で、現在の21世紀プランの概要を含めて資料として示して御意見をいただく。このような形で懇談会を開催いたしましたけれども、先日の本会議で市長から感想ということで述べておりますけれども、私どもから、その場で総合計画とはどういうものかというような意味合いのことを説明して、すぐそこで「10年後を皆さんどうお考えですか」というようなことで、総合計画全体に関する将来都市像という部分では意見というのを出すこともなかなか難しいとは思いますが、そういう意味では10年を見通した意見交換というのは難しかったということ、を市長から答えさせていただいております。

ただ、いただいた御意見の中では、例えば旧手宮線をどう活用していったらいいのか、やはり今小樽で大事な観光の部分で通過型の観光になっておりますけれども、これを滞在型の観光へ転換していくにはどういう方向性があるのか、そういうような御意見がありますし、あとやはり総合計画の中で一番大きな部分になるかと思うのですが、どうしても人口の問題というのがかなり重きを置いている部分もあるかと思っておりますので、その人口をどうやって増やしていくか。そのためには、若者の流出を防ぐためにも雇用の場を増やしていくことが必要ではないかと、そういうようなことでそういう施策を展開する必要があるのではないかと、そのような御意見をちょうだいし

てございます。

佐々木委員

10年前も同じ方法をとったというふうにも聞いているのです。今、団体別懇談会も含めてこれをまとめている途中だということを知りました。あわせて、各町会を含めて意向調査がとられていましたね。この意向調査の目的、取組状況等まとめについて教えてください。

(総務)企画政策室笠原主幹

ただいま委員からございました意向調査、私どもの方では市民意向調査等ということでアンケート調査を実施してございますけれども、大きく三つございます。一つは18歳以上の市民の方を無作為に抽出いたしまして、3,000名の方を対象にした市民意向調査、今委員からございました町会等を単位といたしました地区別意向調査、先ほども団体別の懇談会ということをお話ししましたが、その団体を対象といたしました団体別意向調査。この三つを8月13日に同時に発送いたしまして、8月いっぱいということで回答を締め切るといって意向調査を実施してございます。目的といたしましては、やはり市民の皆さんがどういう小樽市を今後つくっていききたいのか、また、私どもの行政に対する日ごろの要望ですとか、そういうものを含めていろいろな御意見を聞いていくと。そういう意味で今回このようなアンケート調査を実施してございます。

佐々木委員

これは選択肢もありながら、調査票に基づいて報告していますから、相当整理をしていくことの部分から言えば、整理の仕方というのはあるのだと思うけれども、その方法はどうですか。

(総務)企画政策室笠原主幹

アンケートの整理、集約の方法でございますけれども、先ほど委員からもございましたけれども、現在8月いっぱいまで締め、実は今月に入ってから当然アンケートが返ってきておりますので、それらを現在整理しているところでございます。

今回やりましたアンケートは、前回と同じ設問を10問くらい残して比較が可能となるように設定してございますので、そういう部分での比較。それと、まず現在、単純な集計作業をしていく必要があると思っておりますし、また、その集計作業の中からどの項目とどの項目という、そういうクロス集計によって皆さんがどういう考えをしているか、そういうようなことを洗い出していきたいというふうには思っておりますので、道内各市でもこの手のアンケートを実施しているところもございますので、そういうところの例も参考にしながら、アンケートの結果をわかりやすく示していきたいというふう考えております。

佐々木委員

そういう方法、手順をとりながらやっていくということで、市民参加の関係はいいです。

そこで、一つ提案なのですが、市長もこの間答弁の中で、子供の意見といいますか、これは必要だというような言葉があったというふうに思うのです。子供の意見を集約しようということになれば、子供だからということでなかなか問い方が難しいということがあったりするのですが、私はやはり子供はまちづくりの協働のパートナーだというふうに思っているのです。

そういうことで考えていけば、子供のいわゆる意見集約といいますか、そういうことの部分で子供議会が開催できないかというふうに私の方で提案をしたいのです。

(総務)企画政策室笠原主幹

市民意見の関係ということで、子供議会ということでの御提案でございましたけれども、先ほど委員がおっしゃったとおり、本会議で市長からも答弁申し上げていますとおりに、子供の目から見て小樽市をどうしていくか、そのような部分についての意見を聞くというのは大切だということで、私どもも市長から指示を受けまして、現在、関係機関と子供の意見を聞くという部分で、その具体化に向けて協議しておりますので、その協議が調い次第、子

供議会という形になるかどうかは別といたしまして、私どもとしては子供の意見を聞いて総合計画に反映させていきたいと、このようには考えております。

佐々木委員

防災対策について

防災の関係から言うと、平時における部分と緊急の部分というふうに分けたいと思います。今、防災計画を含めて進めていますけれども、平時における防災対策等について伺います。

(総務)黒澤主幹

今、小樽市地域防災計画の中で、いわゆる我々市職員の中の災害に対する対応という形で体制を組んでおります。平時におきましては、なかなかすべての職員を統一することはないのですけれども、災害時いわゆる大規模災害におきましては、やはり我々の連絡網を通じまして全職員が災害の対応に当たるという位置づけでございます。平常時におきましては防災担当がいわゆる情報収集に努めて、災害が起きた場合についての連絡体制を維持しているという状況でございます。

佐々木委員

準備は万端ですかと私は聞こうと思ったのですが、この間からも出ているように常に緊急、危機感を持った状態の中で、避難場所とか、それに備えている部分についても、常にチェックをしているとか、いつ何が起きてもいいような部分でやっているという答えが返ってくるのかなというふうに思いました。そういう点言えば、日ごろからやはり防災対策と申しますが、これについては意識的にやっているのだろうというふうに思いますが、そこで課題になってくるのがいわゆる自主防災です。ここの投げかけが結構来ている部分があったのだけれども、この取組の状況については把握していますか。

(総務)黒澤主幹

ただいま小樽市における自主防災組織ということなのですが、現在、銭函地区 1 か所、さらに塩谷・桃内地区に 1 か所、計 2 か所の自主防災組織。さらに日の出町会については自主防災組織ではないのですが、そういうような形のものをやっております。ただ、これにつきましては、町会等の取組の中でさらに立ち上げていきたいという部分なのですが、市民の皆様の防災に対する意識をさらに地区の中で高めていって、自主防災組織の立ち上げにつなげていきたい。それに対する支援については、我々も後方支援という形でやっていきたいと思っております。

佐々木委員

直近では地震がありましたね。平時でなくても緊急時における防災体制の手順、手続について教えてください。

(総務)黒澤主幹

これにつきましても地域防災計画の中で決まっておりますけれども、例えば震度 4 の地震発生又は大雨・台風などによる警報、さらに津波注意報、これらの発生したときは市の関係部局等で職員が、指定された人間ですが、招集されましてその体制を維持する。さらに被害が大きくなるというおそれがある場合は、連絡網を通じまして、必要な職員の招集をかけてその体制に当たるという形になっております。

佐々木委員

直近で新潟県中越地震があって津波、そういうたぐいの部分は速報で入ってきたのですか。

(総務)黒澤主幹

これは各地の情報につきましては、我々のインターネット、また、その他の連絡網につきまして情報は入ってきております。

佐々木委員

それで、庁内の防災担当だと思いますけれども、それなりに体制を整えたというか、体制をとったのですか。

(総務)黒澤主幹

新潟県中越沖、また中越地震ですけれども、直接小樽市の震度等はございません。ただ、津波注意報とか、そういった場合の体制については、常に今後の中心ですので、津波があるおそれもありますので、その辺の部分は考えております。

佐々木委員

高齢者の救援について

災害の救援にかかわる部分で、特に小樽市の場合は前回公表されましたように、これを見ますと大体27.4パーセントの高齢化率の数字が出ています。それから、特に注意したいのは、単身世帯が数字で言うと13.7パーセント、全道比較においても高い位置にある。こういうことが速報も含めて明らかになったのですけれども、恐らくこういう状態の中では、万一の災害に備えて、緊急の場合に備えて対策が必要だろうというふうに考えるところなのです。それに対して市とすれば、どんな対応を考えているのか。

(総務)黒澤主幹

現在、高齢者世帯につきまして、我々も今独居老人の安否確認の希望者リストという形で、手上げ方式という形で把握をしておりますけれども、それでもなかなか難しい部分がございます。それで、今後につきましては災害発生時の避難誘導が重要なのですけれども、それを的確に対応するために市内におけるいわゆる独居老人等、またいわゆる災害時要援護者という言葉を使っているのですけれども、その方たちの情報をまず部内で共有。さらに、災害が起きますと、助けるというふうになったら地域の方が主になるという形もございますので、その辺の情報の共有化を受けて、災害時要援護者名簿というものを作成することで各部で協議しているところでございます。

佐々木委員

名簿をそろえて、それを基にどうしようとしているのですか。

(総務)黒澤主幹

まず、名簿をそろえまして、さらに避難支援プランというものが最終目標になっております。この方はどういう形で助け、どういうところに運ぶかということが最終目標というふうにはなりますけれども、今言ったように老人の方は28パーセント近くもおります。すべての方を対象とするのはなかなか難しい部分がございますけれども、これから福祉部、消防本部及び防災担当を含めその辺のことにつきましても、もう少し協議させていただきたいと思っております。

佐々木委員

そういう意味では、協議に入るということで押さえてよろしいですね。

住宅用火災警報器の設置について

消防活動と市民啓発ということで、まず今年度に入ってから、火災の件数とそれから特徴、これを聞かせてください。

(消防)予防課長

今年度に入りましての火災件数でございますけれども、8月末現在で60件の火災が発生してございます。昨年の53件より7件の増加となっております。

佐々木委員

その火災の特徴は。

(消防)予防課長

火災の特徴は、今年度につきましては建物火災が少なく、その他の火災が若干多いという状況でございます。

佐々木委員

死亡数を教えてください。

(消防) 予防課長

火災による死者の数でございますが、8月末現在で6名でございます。

佐々木委員

6名の亡くなった様子はどういうものですか。

(消防) 予防課長

火災による焼死者6名の内訳でございますけれども、これは1月中に2日連続で2件の火災がございました。この2件の火災で3名が亡くなりました。その後2月、3月に入りまして、また3名の死者が発生して、そのうちの1名については自損という形でございました。

佐々木委員

逃げ遅れというか、こういうようなことでとうとい命を失ったという場合もあるでしょうけれども、火災が起きないことにこしたことはない。

そこで、前回から話を聞かせてもらっていた、住宅用火災警報器が設置されていれば助かったケースも出てくるというようなことで、この設置にかかわる取組について聞かせてください。

(消防) 予防課長

住宅用火災警報器の関係でございますが、これは全国的に今住宅による火災の死者が増加して、例年1,000人を超える死者が発生しております。このうちの7割が逃げ遅れということになってございます。そのうち亡くなった方の過半数は65歳以上の高齢者ということであり、今後は高齢化社会の進展に伴い、焼死者のさらなる増加が心配されてきたところでございます。

国におきましても平成16年度に消防法の一部改正が行われて、それを基に一昨年10月、小樽市火災予防条例の一部改正をいたしまして、住宅用火災警報器の設置及び維持に関する基準を定めて、新築の住宅にあっては昨年6月1日から、既存の住宅にあっては平成23年5月31日までに、住宅用火災警報器を設置するということが義務づけられたところでございます。

佐々木委員

設置をするということは、各町内の方にも回って啓発をしていましたね。小樽市の設置率がわかれば、どのくらいなのか。

(消防) 予防課長

住宅用火災警報器の設置率に関するお尋ねでございますけれども、新築の住宅につきましては昨年の6月1日から設置が義務づけられておりますことから、建築確認申請における消防の同意、又は通知の段階で設置を指導し、平成18年度は216軒1,028個、平成19年8月末現在では111軒583個。昨年と今年の合計、現在まで327軒の新築住宅に対しまして1,612個の住宅用火災警報器が取り付けられております。

なお、これは新築住宅の消防同意通知の段階で把握した件数でございますので、既存の住宅で市民の方が購入して設置したという件数は含まれていないものでございます。既存住宅の設置率につきましては、平成23年5月31日までは経過措置がございますことから、早急な普及についてはちょっと無理かというふうに考えてございます。

本年2月に実施をいたしました焼死火災防止特別強化対策という中で、市内の約2万世帯の消防団、消防職員が訪問して聞きましたところ、約数百の世帯が住宅用火災警報器を設置していたということでございます。ただ、実数についてはこちらの方では押さえておりません。

佐々木委員

今後の設置の仕方といいますか、今後の設置の推進といいますか、これについてはどういうふうに行いますか。

(消防) 予防課長

住宅用火災警報器の今後の設置促進に向けてのお尋ねでございますが、平成17年10月の改正条例の施行以来、ホ

ームページの開設、広報おたる、新聞報道依頼、消防119、FMおたる等の広報等をはじめ、私ども消防が行う各種の行事、春・秋・歳末の火災予防運動、警戒、その他各種行事をはじめといたしまして、町会、消防団に御協力をいただきながら、町会を通じてパンフレットの配布、説明会を実施してきたところでございます。

また、設置義務化 1 年を経過し、今後は紙媒体の配布の周知とともに、設置の促進に向けまして市内にモデル地区を選定し、町会婦人部又は消防団等地域の方の協力をいただきながら、無記名のアンケート調査、また、職員が市民のお宅を訪問して、設置の有無について伺うというような方策について、現在作業を進めているところでございます。

このモデル地区の平成23年度までの年ごとの普及状況の変化を数として押さえて、その全市の普及状況を類推し、設置率の推移を見ながら、住宅用火災警報器の普及促進の方針を定めまして、市民の皆さんの御協力をいただきながら、住宅に対する防火安全対策を高めてまいりたいと考えております。

佐々木委員

小樽市総合博物館について

総合博物館についてお聞きします。

総合博物館の位置づけと取組は聞きましたけれども、現在の来館状況と、この間の話だと、予想以上に増えているということなので、その要因についてもあわせて教えてください。

(教育) 総合博物館副館長

7月14日にオープンをいたしまして、集計では8月末の数字ということになるのですが、手宮の方の本館の入館者数が3万6,593人、そして色内の方の分館が7,091人、合わせまして4万3,684人ということになります。

その数につきまして予想よりも多いということですが、博物館ですと、大人の方が非常に多かったと、また、科学館ですと子供の数が多かったというふうに今までの状況があるのですが、総合博物館の形になってからは、特に本館の方は親子連れでの入館が非常に多く感じられます。そんなことで小さい子供からお年寄りまで、いろいろな年代において学習することができる、そういう総合的なものになったということが要因でないかというふうに考えております。

佐々木委員

そういう状況だということで、今後の見通しといたしますか、これから冬に入って行くわけですが、どのようになりますか。

(教育) 総合博物館副館長

開館からいろいろな講座を含めまして事業を行っております。そして、交通記念館の時代ですと、しばらく冬には閉館をしていたという状態がございまして、ただ総合博物館になりまして冬の閉館をしていくということでは、冬ならではの事業を展開したいというふうに考えております。例えば、考えているのは、冬休みとか、それから雪あかりの路のときに対応したいと考えているのが、雪氷学会との共同の事業ということで、雪を使ったといたしますが、雪があるからこそできるような、そんなイベントを今考えているところでございます。

佐々木委員

企画展示室の利用といたしますか、活用状況というものは、今後も含めてどういうふうになっておりますか。

(教育) 総合博物館主幹

企画展示室でございますが、現在は開館特別展といたしまして、博物館が50年間の歴史の中で集めました資料を展示しております「博物館の名品展」というのを開催しております。それで、10月の末になりますと、それを全部一掃いたしまして、科学展示室と企画展示室をすべて使しまして、「科学の祭典・北海道大会」というものを実施いたします。これは、道内のいろいろな科学にかかわる仕事をされている学校の教員とか事業所の方たちに集まっていただいて、屋台形式といたしますか、ブースをたくさん出していただきます。そのブースごとに館内の至るとこ

ろでいろいろな実験をやるのですが、そのメイン会場として企画展示室と科学展示室を通しにした大きな間取りの中でやっていただこうと考えております。

それが終わりますと、また一転しまして、今度は秋・冬にかかりますのでじっくり見ていただこうということで、博物館が持っています忠臣蔵の浮世絵を展示します「誠忠義士伝」という展示会を年明けまで行います。年明けになりますと、今度はまた冬休みの期間に入りますので、「冬休みサイエンス広場」ということで、また科学系の催物を広いスペースを使って行いたいと考えております。

年度末には小樽の明治時代の写真と地図と、それから古い日記等を使いまして、小樽のこのかわいの明治時代の風景をシミュレーションの中で散歩していただけるような「明治・小樽つれづれ」という企画展を考えております。

来年度以降も、例えば市民ボランティアと一緒にやった調査の発表会、外部の団体と協力した展示会、そういったものを次々に開催していきまして、少なくとも季節が変わって総合博物館に行ったときに、また違ったものを行っているというふうに市民に感じていただけるように、利用の仕方について計画していきたいと考えております。

佐々木委員

この総合博物館のリーフレットを多少手直しするという話がありましたけれども、その中身とそれから、これは現在どのぐらいつくったのですか。また、つくってどこへどれだけ紹介しているのかについても伺います。

(教育) 総合博物館主幹

委員のお手元にありますこのリーフレットですが、今年度は10万部を印刷いたしました。現在 2 万6,000部が既にはけております。残りは7万4,000部ということになっておりますので、今年度若しくは来年度の早い段階で、この10万部はたぶん全部配布してしまうだろうというふうに考えております。

配布先なのですが、もちろん来館者の方もこれはお持ちになります。それから、開館のときに学校とか主要博物館とかに配りましたが、今一番これが消費されていますのは、各旅行会社若しくはそういったエージェンツの方たちのところに50部、100部という単位で出しております。そのエージェンツの方たちは、来年度の修学旅行とか研修旅行の売り込みにこれを使っているようでございます。

この中身についての議論ではいろいろな御意見、委員の方から御指摘がありましたけれども、新しい施設ということで今つくっておりますのは、地図と配置図という、どちらかというところに行ったら何があるといったようなものを中心につくりましたが、わかりづらいとか誤解を生みやすいという御指摘もございましたので、次回、この10万部の次をつくる段階には、そういった御意見を踏まえながら、わかりやすい中身をもう少し紹介できるようなものに変えていきたいと考えております。

佐々木委員

学習到達度調査について

学力テストの結果について話がありました。これは一昨年も含めて学習到達度調査の外部テストの問題とか、そういうところを聞かせてもらいました。今回予想したとおり、小樽市はないと思うのだけれども、学力テストの実質的な弊害が出てきたのですね。そういうことがそらで出ていますね。学力テストの弊害ということは懸念されていることですが、この辺の部分について教えてください。

(教育) 指導室長

全国学力・学習状況調査にかかわっての御質問ですけれども、この目的は児童・生徒の学力の実態を把握して、学習指導の改善に生かす、これが大きな目標でありまして、学力全体ではなく学力の一部でありますけれども、貴重な資料の一つとしてとらえております。学力のいろいろな新聞報道等で報道されているようなことについては、委員がおっしゃっていたように小樽ではそういう状況ではございませんし、そのような目的に使わないように気をつけていかなくてははいけないと考えております。

佐々木委員

そういうことで、やりとりの中では学力テストの結果をこれまで序列化することによる、話の中では学校選択制につなげていこうというような取組のところの部分があったりして、やはり問題が生じているわけです。現に東京都の方は部分的には反省をしているわけですが、この学校選択制という部分については、教育長を含めて、一昨年になりますか、学校の適正配置の話の中に、この辺のやりとりがあったのですが、どういうふうになっていますか。

教育長

そのとき私はこういうふうに発言したと思います。小樽では学校選択制はなじまないものというふうに話したところでございます。

また、委員の前段のお話であります。東京都とか、幾つか学力テストの弊害は出ておりますが、何しろ財源の豊かな都市であり、まちですと、例えば学力テストの結果、その学校にお金の配分をという、そういう観点もありますが、小樽市の場合には、そういうことは決してございませんので、そういう面で結果をどうこうするというものでなくて、指導室長が先ほど話しましたように、あくまでも指導者が子供たちにどういうふうに学習指導、学習方法を改善していくかという、そういう資料を得るために行ったものでございますので、そのあたりは御理解いただきたいと思います。

佐々木委員

そういうことで序列化につながるような公表はしないということで確認しますが、それでよろしいですね。

駐車場の有料化について

それから、条件整備の関係で一つ聞かせてほしいのですけれども、職員の駐車場の有料化の問題が出ていましたけれども、小樽市以外で有料化したところというのはあるのですか。

(教育)総務管理課長

ちょっと都市名は忘れたのですけれども、一応道外ではあると聞いていますけれども、道内では初めてではないかというふうに認識しております。

佐々木委員

いわゆる駐車場という名前がついていたら、そのところはあるのだらうと思うけれども、十分な理解と協力が得られてなかったらできないと思うのです。予算化されて今話が進んでいますけれども、本来十分な理解と協力の上でやっていくものだというふうに私は思うのです。他都市ではやらないというか、そういうような状況で、このやろうとした根本のところというのは、どういうふうになっていますか。

総務部長

教育委員会に限らず、今回、駐車料金をいただくということにしたというのは、決してお金を取るのが目的ではなくて、前にも話しましたが、通勤手段として車を使う方もいる、バスの方もいる、徒歩の方もいる。車で通勤する手段も認められているわけですが、ほとんどの職場では置く場所がないわけですから、皆さん個人的に駐車場を借りる、そういった通勤手段をしている。これが教育現場は職員の場合にはちょっと外れているという実態です。教育現場につきましても教員もいますけれども、うちの職員もいますから、私どもの全体的な職員間の不公平を生じるというのを、まず一義的には処理をするというのがあったと思います。そういった中で協議をする中で、駐車場としてもともと用意した場所でもありませんから、あくまでも市有地の中のあいている場所をたまたま使えるという形の中で車を置いている。その部分を市有地の目的外使用というのですか、そういった形で通勤に使いたい方については貸すということにしたわけです。

ですから、我々は決して自家用車で通勤してくださいとお願いしているわけではありませんので、ほかの通勤手段でも構いません。ただ、車で来る方については、そこに置くというのであれば一定程度負担をいただきたい。特

に学校現場の場合は、特殊な事情もあるというも聞いておりましたので、金額的には話合いの中で一定程度の考慮もさせていただいたと、そういった状況だというふうに私は理解しております。

佐々木委員

それで、いわゆる表題に出ている職員の駐車場の有料化と、こういうふうに駐車場ではないのだよね。駐車場という表記の仕方をしているので、駐車場であるからそれ相当なりのお金を払うのだと、こういうような響きになってきているので、本来その部分に少し無理があったのかなという感じはしているのです。

そういうことで、総務部長が言うようにやはり教育現場というところの部分であるわけだから、十分教育委員会と団体等も含めて話を一通り聞きながら、一方的にしていくということのないように、これからの部分について議論をしたいと思います。

教育部長

先ほど総務部長からも話したとおり、とめる場合にはいただくということで、教員の場合にはその辺の配慮もしながら、そしてこれに当たっては十分組合を通して話合いを再三再四して、最終的に双方了解いただいた上での執行でございますので、一方的にあくまでもしたものではありませんので、そこのところは十分御理解いただきたい。

佐々木委員

そういうことで、労働条件含めて条件整備の部分については、働きやすい環境、仕事しやすい環境をやはり教育委員会はつくっていくべきだというふうに思います。そういうことで、教職員は自腹を切りながらいろいろな活動をしているわけですから、教育にかかわる部分についての教育条件整備をお願いします。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、鈴木委員に移します。

鈴木委員

財産内訳書の掲載事項について

契約管財課に小樽市の平成18年度の財産内訳表についてお聞きします。これは議員になりましてみんなに配られましたので、いろいろ中身を読ませていただきました。その中で財産内訳表の作成方法と掲載の規定を教えてくださいたいと思います。

(財政) 契約管財課長

財産内訳書でございますけれども、毎年これは2回、財政事項説明書の作成に合わせて、各原課から財産の増減ということで報告をいただいております。それを基に年度末といいますか、決算資料の作成に合わせて調整をしているものでございます。

この財産内訳書の掲載する事項でございますけれども、皆様に決算資料として提出をしております財産に関する調書の内訳書ということで公有財産、それから物品。これは20万円以上の物品を対象としてございますけれども、それと債権、基金の各項目について掲載をしております。

鈴木委員

この内訳書を見せていただいて、簡単に言いますと、事実この物品に関してなのですけれども、設置掲載場所に行けば、これがあるということによろしいですか。

(財政) 契約管財課長

例えば著作権とか、それから有価証券、株券などは別に保管してございますので、そういったものを除きました土地、建物、物品、こういったものは内訳書の所在地とか、所属課において確認ができます。ただ、物品において購入した所属課と設置場所が異なっている場合もございます。

鈴木委員

なぜこういうことを聞いたかといいますと、物品だけで51億円。買価ですけれども、買った金額で載っております。私は会社をやっています、やはり財産目録というものがあっていて、どれだけいろいろなものを持っているということなので、それに近いものなのだろうという理解です。その中で見ていきますと、あえて聞くのですけれども、136ページの16行目、例えば電動式点字製版機180万円、地域福祉課、昭和53年10月31日購入。それから、140ページの1行目、トランスペアレンシー作成機5台で168万円。教育委員会総務管理課、昭和55年7月15日購入など、常識的に考えて、この年度で買って、今例えば使われているはずがないのではないかというのが現実的な考え方なのです。それでこういうものもなぜ載っているかということをお聞きします。

( 財政 ) 契約管財課長

今、御指摘いただきました社会福祉課の電動式点字製版機でございますけれども、これは今も福祉センターの方に現存しているということでございます。また、教育委員会のトランスペアレンシー作成機でございますけれども、これはOHPのフィルムを作成する機械でございますけれども、そういったものは使わなくなったということで、使用頻度が相当減少しているということですが、各学校の方において保管されているということは教育委員会から聞いてございます。

私どもとしては、この財産台帳というのは、利用状況というのを把握しているわけではございませんけれども、原課から上がってきた20万円以上の物品ということで一律掲載をしてきたと、そういうことでございます。

鈴木委員

今おっしゃることはもっともだと、原課の方での考え方はそうなのでしょう。では、現場に聞きます。教育委員会、例えばこのトランスペアレンシー作成機というのは、今使っていますか。

教育部川田次長

確かに昭和50年代のOHPを使うときだったと思いますけれども、現在、OHPもあるかとは思いますが、パソコンでやるケースが結構多くて、各データとかを私ども今は確認ができておりませんが、ただ物はあって、使えなくなっている状態ではないと思われま。したがって、その財産台帳にそのまま載せているという状況でございますので、それについては使用実態について、校長会等を通してどういうふうになっているのかを聞いてみたいと思っています。

鈴木委員

今まで例えばそういう物品を使えないから放っておいたとか、これに関しては今問うことではない、今までのずっと積み重ねなのだろうと思うのです。問題はせっかくこういう状態で意見が出ましたので、例えば3年後とか5年後には実態に即した形のものをやっていたらいいのではないのか。やはり何年かに一度は現場に行って、本当にあるものはある、そしてないものはない、そして使えないものはごみ。やはりこういう形でしっかり財産を把握するというのが本来の姿ではないかというふうに思っております。ただ、そういうことはこれをきっかけとしてもし対処していただければ結構だというふうに思います。

それと何といたしても、やはりこういった資産で見ていきますと、51億円ってすごい金額なんです。でも、実態はたぶんかなりこういうものではないのだろうかというふうなことを思いまして、それともう一つこれの弊害は何かといいますと、現場にやはりそういうものがあると、新しいものをちょっと購入しづらいのではないかと私は思うのです。やはりそういうものがあれば、あるのではないかと。これは現存することになっている。でも本当は使えない。すごくそういうことで不合理にうかしているというか、持っていなければいけないということが生じているのが、特に教育現場というふうには感じております。ですから、そういったことも含めて、前向きに対処していただきたいというふうに現状では思います。今後の対応はどういたしますか。

( 財政 ) 契約管財課長

物品の管理ということでございますけれども、基本的には各原課に物品会計規則があり、物品管理者というのがございまして、小樽市の物品管理者がその物品を適正に管理していくというふうになりますので、一つはやはり物品管理者がそういったものがどうなのかということを適切に把握して、必要でないものであれば適切に廃棄処分していくと、そういったことが必要だろうというふうに思います。

それから、51億円という話でございますけれども、小樽市の会計上そういった簿価と申しますか、帳簿が経理方式が違いますので、特にどうしても必要性もないということもあって、今までは購入価格だけで表してきたということもあるかと思えます。

私ども先ほど申し上げましたとおり、年 2 回全庁的な調査をしてございますので、そういった中でそういった不用品等の整理についても呼びかけてまいりたいというふうには考えております。

鈴木委員

わかりました。よろしくをお願いします。

ウイングベイ小樽への支援について

先般、某雑誌でウイングベイ小樽のことが取り上げられておりました。その中で今年 8 月 10 日、O B C がイオン北海道に対して債務圧縮を求める特別調停を札幌地裁へ申し立てた、こういう項目が記事として載っておりました。その中で中村氏が O B C の社長就任を要請された際に、山田勝磨市長から、市もできる限りの支援をするという言葉があった。友好的な雰囲気の中で市の支援、具体的な税金の減免が期待されるどころだと、この雑誌には勝手にコメントしております。この雑誌を信じている方は少ないかと思えますけれども、ただこういうことを載せられまして、本当にそういう要請があったのかということ、まず聞かせてください。

税務長

できる限りの支援ということでございますが、現在ウイングベイの施設には約 2,000 人の雇用がありますし、年間 1,000 万人を超える来場者があるなど、本市の市民生活にとって必要な施設として定着していると考えておりますので、この施設存続の観点から、このように申し上げたものと理解しております。

また、減免につきましては、いろいろな情報交換の場の中で、このような話題が出ておまして、その時点でこのようなケースでは減免できませんということもお伝えしていると聞いております。

鈴木委員

今の話ですと、この減免は例えば来ても受けられないという理解でよろしいですね。今後、もしそういう話が来たら、どうなるのかと聞きたかったのですが、その点きっぱり O B C から話が来ても受け付けられないというふうな話でしたら、これで終わらせていただきます。

P F I の導入について

今いろいろなところで P F I の導入ということが取り上げられております。なかなか自治体の皆さんお金がないという中で、民間の力をかりて公共施設を建てて、運営なりなんなりしていこうというプランなのですけれども、これにつきまして小樽市の取組と申しますか、考えを伺います。

( 総務 ) 企画政策室渡辺主幹

P F I につきまして、事業費の削減とか質の高い公共サービスの提供を目的といたしまして、広く P F I が普及してきておまして、私どもとしましては研究させていただいているところなのですけれども、小樽市としてはまだまだ導入の実績はないということであります。

鈴木委員

聞くところによりますと、一応導入しようかと思った経緯はあるかと聞いておりますけれども、もしありましたら、使ってはいいないけれども、このことで考えたとか、それから今後病院は別としまして、現実的に考えていこ

うというものがありましたら教えてください。

(総務) 企画政策室長

御承知のとおり P F I の手法というのは、建物の設計、施工、建設、それから管理・運営という、その全部の、基本的にはそういうパッケージという中で導入するというのが一般的な部分になります。ですから、その意味では例えば小樽市が新しい施設を建てる、そしてそれを建てた後に管理・運営をしていくという、そういった一つの流れの形の中で、いわゆる直営よりは P F I という手法の方が市の財政的にも有利である、もう一方で、市民サービスの面でも有利になるという、そういった部分の中では当然今後検討していかなければならない課題だろうというふうに思っています。既存の今ある施設を P F I にというのではなくて、基本的には新しい施設を建てるという中で検討されるべきものだと考えておりますので、市も今後、たくさんの老朽施設を持っておりますので、その建替え時期等、他市の例なども含めて、P F I の導入というのは当然検討していかなければならないだろうと思っております。

鈴木委員

大変前向きな話をいただきましたので、私は終わります。

委員長

鈴木委員の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 35 分

再開 午後 4 時 55 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

菊地委員

日本共産党を代表して、議案第 34 号は可決、継続審査中の陳情第 3 号、第 4 号及び第 186 号については、採択を主張して討論をします。

2005 年核拡散防止条約再検討に向けて取組が始まりました。非核港湾条例案の提案説明の中でも述べましたが、この非核日本宣言運動として、2010 年の核拡散防止条約再検討会議に向けた取組が始まりました。2000 年の核拡散防止条約再検討会議での約束、すべての核保有国を含めた国も核廃絶に向けて行動を起こす、その約束の実行のために世論の形成に力を尽くそうというものです。非核三原則を遵守し、世界に模範を示すことを呼びかけているこの行動に対して、非核三原則に基づく非核港湾行政を促進することが、今何よりも求められています。ぜひこの議案の可決に皆さんの賛同をお願いするものです。

陳情は、プールの早期建設を求めるものです。次期総合計画に盛り込まれるのか、そこがなかなかはっきりしていません。先ほど新しい小樽市総合計画づくりに当たって、私はアンケートをいただきましたが、この小樽市の将来像についても、安心して子供を産み育てることができて、児童・生徒の安全確保と教育環境を整え、子育て世代の景気を促進する、あるいは市民のだれもが芸術や文化の楽しみを享受し、気軽にスポーツに親しむことができる。こういったことについても、今策定会議の中で何度もお話しをされているのではないかとこのように思います。そういう意味では、財政の厳しい折ではありますが、市民の健康づくり、そして子供たちが伸び伸びと気軽にスポーツに親しむことができる、こういった政策について、ぜひ総力を挙げて実現に向けて意思決定をしていきたいというふうに考えます。

本会議で詳しくは述べるつもりですが、ぜひ委員皆さんの御賛同をいただけますよう訴えて、討論いたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第34号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第3号、第4号及び第186号について、採決いたします。

陳情はいずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。